

予 算 特 別 委 員 会 (2 日 目)

- [illegible]

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | | |
|-----------|------|-----|----|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 藤井本 | 浩 |
| | 副委員長 | 吉村 | 始 |
| | 委員 | 木村 | 公 |
| | 〃 | 蘆本 | 義明 |
| | 〃 | 杉本 | 訓規 |
| | 〃 | 梨本 | 洪珪 |
| | 〃 | 奥本 | 佳史 |
| | 〃 | 谷原 | 一安 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 増 田 順 弘 |
| | 議 員 | 福 本 善 之 |
| | 〃 | 速 水 一 生 |
| | 〃 | 川 村 優 子 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 財務部長 | 内 蔵 清 |
| 市民生活部長 | 西 川 勝 也 |
| 保険課長 | 増 井 朋 子 |
| 環境課長 | 吉 田 賢 二 |
| 〃 補佐 | 西 井 満 良 |
| クリーンセンター所長 | 西 川 康 光 |
| 保健福祉部長 | 中 井 智 恵 |
| 社会福祉課長 | 能 海 正 男 |
| 地域包括支援課長兼
いきいきセンター所長 | 西 川 進 |

健康増進課長	松 本 育 子
こども未来創造部長	葛 本 章 子
こども未来課長	西 川 修
子育て支援課長	新 澤 明 子
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米 田 匡 勝
書 記	岩 永 睦 治
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第27号	令和8年度葛城市一般会計予算の議決について
議第19号	令和8年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第24号	令和8年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第22号	令和8年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第20号	令和8年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第23号	令和8年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第21号	令和8年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
議第25号	令和8年度葛城市水道事業会計予算の議決について
議第26号	令和8年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午後１時００分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は８名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

委員の皆さん、また理事者の皆さん、定刻どおりご参集いただきまして、ありがとうございます。本日は令和８年度当初予算の２日目となります。自分のことになりますけども、今日、私の誕生日でございまして、ちょっと時間を取らせてもらいますけど、誕生日になると、一般企業とか銀行とかから、誕生日おめでとうございませうというのが郵便ポストによく入っていて、楽しみにして今日も郵便受けを見ていたら、確かに誕生日割引をしますとか、金融関係ならものが入っています。市役所からも手紙が入ってまして、これは何かなのと思っで見ると、ちょうど私は１９６１年生まれで、今日をもちまして６５歳になるんですけども、介護保険証が送られてまいりました。当然のことであるとはいうものの、正直なところ複雑な気持ちも持ちながら、その今日はスタートの日ということで、私自身も頑張ったいと思います。

今日、小学校の卒業式に出席をしていただきました。子どもたちのことを思いながら、こよなく市民の方は子どもたちのことを思って、市政、令和８年のことについてご議論いただくわけですけども、しっかりとご議論いただきますことをお願いして、ご挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、いつもどおりですけど、発言される場合、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただいて、必ずマイクを近づけて発言されるようお願いをいたします。

続いて、委員外議員の出席がございませうのでご紹介をいたします。手前から、川村議員さん、福本議員さん、速水議員さん。以上でございませう。

葛城市議会では、会議出席者用のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

委員会の会議進行については、適宜、休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても、あまり人数が多くならないように、順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。

また、発言につきましては、簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、私、委員長が指名した後、質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。

なお、委員からの質問の趣旨やその意図が理解しづらい場合がございます。的確な答弁ができない場合には、質問内容の確認を行うようにしてください。これは認めます。質問内容の確認は理事者側の反問権として認められておりますので、よろしくお願いします。

また、答弁における予算の年度につきましては、昨日も申し上げましたが、新年度は令和８年度予算、今年度予算は令和７年度予算等、分かりやすいように具体的な年度で説明をお

願いいたします。

なお、答弁者につきましては、原則として、部長または担当課長でお願いします。課長補佐級以下の委員会の入室は原則認めておりませんが、理事者控室及び議場において委員会の音声が届くようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じまして委員会室の入り口付近のマイクにより答弁をお願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。

本日は、3款民生費及び4款衛生費の説明を受けるところから始めます。

それでは、説明を求めます。

内蔵財務部長。

内蔵財務部長 財務部の内蔵です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、3款民生費及び4款衛生費についてご説明申し上げます。

予算書につきましては、65ページの下段からでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費で8億3,484万5,000円で、人件費、職員30人など、2億1,901万2,000円、次、66ページです、福祉医療管理事業で1,279万4,000円、67ページ、後期高齢者医療事業で4億8,000万2,000円、社会福祉総務事業で796万円、68ページ、下段になります、社会福祉団体助成事業で1,102万1,000円、69ページ、生活困窮者自立支援事業で1,666万4,000円、国民健康保険特別会計繰出金で5,028万2,000円、70ページです、後期高齢者医療保険特別会計繰出金で3,711万円でございます。

続きまして、2目国民健康保険医療助成費で2億1,567万5,000円、3目後期高齢者医療保険医療助成費で1億4,264万2,000円でございます。それぞれ特別会計に繰り出すものでございます。

次に、4目障害者福祉費では17億3,107万7,000円で、心身障害者医療扶助事業で4,150万円、障害福祉総務事業で2,756万1,000円、72ページになります、地域生活支援事業で5,461万円、自立支援給付事業で11億649万6,000円、73ページになります、障害児通所給付事業で4億224万1,000円、障害者及び介護者各種手当事業で6,556万6,000円、その他支援事業で3,247万7,000円でございます。

74ページに移りまして、5目老人福祉費でございます。6億8,276万3,000円で、重度心身障害老人等医療扶助事業で2,350万円、老人福祉事業では1,511万9,000円、75ページ中段、敬老事業で9,855万5,000円、76ページ上段、老人保護措置事業で895万2,000円、介護保険特別会計繰出金保険事業勘定で5億2,067万2,000円、同じく介護サービス事業勘定で1,313万8,000円でございます。

次に、6目介護保険料助成費で3,504万2,000円で、繰出金でございます。

続いて、77ページです。7目いきいきセンター管理運営費では1億2,567万7,000円で、人件費で職員1人など、985万1,000円、いきいきセンター管理事業で9,103万5,000円、78ページ上段、いきがい対策事業で2,479万1,000円でございます。

続いて下段になります。8目福祉推進費では1億3,659万9,000円で、福祉総合ステーション管理事業で1億659万9,000円、79ページ中段、社会福祉協議会補助金で3,000万円ござ

います。

続いて、2項1目児童福祉総務費で5億3,099万8,000円で、人件費で職員14人など、1億1,870万2,000円、80ページ上段、子ども医療扶助事業で2億円、児童福祉総務事業で4,184万円、81ページ下段、母子生活支援施設措置事業で660万円、82ページ、児童扶養手当事業で1億5,609万4,000円でございます。

続いて、2目児童措置費では21億9,586万2,000円で、特別保育事業で5,449万3,000円、民間保育所育成助成事業で4,494万9,000円、子どものための教育・保育給付事業で11億7,624万2,000円、83ページ上段、児童手当事業で9億1,809万円、多様な事業者の参入促進・能力活用事業で120万円でございます。

3目保育所費では5億7,061万5,000円で、人件費で職員32人など、1億9,783万1,000円、市立保育所運営事業で2億5,253万円、85ページ、市立保育所管理事業で1億2,025万4,000円でございます。

続いて、4目認定こども園費では3億375万4,000円、人件費で職員19人など、1億1,473万円、86ページ中段、認定こども園運営事業で1億7,493万円、88ページ、認定こども園管理事業で1,408万2,000円でございます。

89ページをお願いします。5目児童館費では4億470万2,000円で、児童館・学童保育所運営事業で1億4,109万4,000円、90ページ、児童館・学童保育所管理事業で2億6,360万8,000円でございます。

続いて、6目ひとり親家庭等福祉費で3,500万円、ひとり親家庭等医療扶助事業でございます。

続きまして、7目地域子育て支援センター事業費では3,322万6,000円で、人件費で職員1人など、777万4,000円、91ページです、地域子育て支援センター運営事業で2,545万2,000円でございます。

92ページです。8目こども・若者サポートセンター事業費で1億6,251万6,000円で、人件費で職員5人など、3,875万4,000円、93ページ、子ども家庭支援事業で3,340万8,000円、94ページ、子ども若者育成支援事業で8,594万円でございます。

95ページになります。3項1目国民年金事務取扱費では2,076万4,000円で、人件費で職員2人など、1,564万9,000円、国民年金事務取扱事業で511万5,000円でございます。

96ページです。4項1目生活保護総務費で3,806万4,000円で、人件費で職員4人など、2,910万7,000円、97ページ、生活保護総務事業で895万7,000円でございます。

2目扶助費で4億5,472万円、生活保護費支給事業で4億3,183万1,000円、98ページ、生活保護費追加支給事業で2,288万9,000円でございます。

続いて、5項1目災害救助費では1,140万円で、前年度と同額でございます。

続きまして、99ページ、4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費では2,932万2,000円でございます。

2目予防費では1億6,621万2,000円で、主には予防接種事業で1億6,616万2,000円でございます。

100ページ下段、3目生活衛生費では、犬の登録及び狂犬病予防注射事業で93万4,000円でございます。

101ページ、4目健康づくり推進事業費で5,550万6,000円で、健康づくり事業でございます。

続いて、102ページの中段、5目母子保健事業費で9,954万円でございます。

104ページ、6目保健施設費では1億5,215万4,000円で、人件費で職員15人など、1億838万円、新庄健康福祉センター運営事業で1,077万6,000円、105ページ、新庄健康福祉センター管理事業で3,299万8,000円でございます。

106ページです。7目環境衛生費では1億25万2,000円で、人件費で職員3人など、2,669万7,000円、環境衛生事業で1,468万1,000円でございます。

107ページ下段、資源循環型社会推進事業で1,011万1,000円、109ページ、特定外来生物防除等対策事業で4,705万2,000円でございます。

8目火葬場費で3,922万6,000円で、火葬場運営事業で2,160万8,000円、火葬場管理事業で1,761万8,000円でございます。

続いて110ページです。2項1目清掃総務費では3,430万5,000円で、人件費で職員3人など、2,621万4,000円、清掃総務管理事業で765万5,000円でございます。

111ページ、2目塵芥処理費では7億2,116万4,000円で、人件費で職員16人など、1億5,987万1,000円、ごみ処理施設運営事業で4,445万6,000円、112ページ、可燃ごみ処理事業で4億1,225万5,000円、113ページ下段、資源ごみ収集事業で1億451万1,000円でございます。

3目し尿処理費では8,897万円で、114ページ、葛城地区清掃事務組合負担金で7,257万円、し尿収集事業で1,640万円でございます。

4目地域循環型社会形成推進事業費では419万4,000円で、リサイクルプラザ運営事業で402万2,000円でございます。

以上、3款民生費及び4款衛生費の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま3款及び4款の説明を願いましたが、まず、3款民生費に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

木村委員。

木村委員 よろしく申し上げます。3款民生費、予算案の概要の28ページでよろしく申し上げます。市立保育所運営事業の(7)警備委託料、磐城第2保育所交通誘導員警備委託業務についてお聞きします。令和7年度は500万円、令和8年度は1,012万2,000円と512万2,000円の増額となっておりますけども、この増額の理由、また、何人で、年間何日の予定かお聞かせください。

もう一つ、一緒のように、認定こども園運営事業の(7)警備委託料、磐城認定こども園交通誘導員警備委託業務457万9,000円、令和7年度は850万となっております。392万1,000

円の減額となっています。この減額の理由を教えてください。

3点目、同じく28ページの2番、市立保育所管理事業の(7)磐城第1保育所除去工事、新規6,520万8,000円についてお聞きします。これは解体工事だけの工事なのかと、あと、アスベストがあるのか。また、この工事は建築工事で入札されるのか、土木工事でされるのか。あと、アスベストのレベルのようなものも教えてください。よろしくお願いします。

藤井本委員長 以上3点。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1つ目にご質問いただきました保育所に係る警備委託料についてでございます。こちらのほうは、本年度、1,012万2,000円、昨年度、500万円でしたので倍ほどになっております。内容でございますが、磐城第2保育所周辺の交通渋滞、また、近隣の方々のご意見等を鑑みまして、現在、令和7年度中は1名で対応しておりますが、令和8年度は2名をもって対応させていただこうというふうに考えております。保育所のほうはそういった理由で、1名を2名に増員したというようなことでございます。

こども園のほうでございますが、こども園の交通誘導員につきましては、令和7年度は2名で対応しておりますが、保育所等と統合したということがありまして、もう2年たっております。当初、皆さん、なれ親しんでおらないということもあったので、手厚く2名というような形で交通誘導員を配置させていただきましたが、現在のところ特に問題もなく、交通渋滞も発生しておらないことから、来年度、令和8年度は、こども園の交通誘導員は1名にさせていただくということで減額になったということでございます。

それから、3つ目のご質問でございます。磐城第1保育所の除却についてでございます。こちらにつきましては、施設の老朽化や耐用年数の到来等を踏まえて、令和5年度をもって廃止した施設でございます。この施設につきましては、令和8年度をもって除却を考えております。

工事の内容なんですけども、除却以外にも、駐車場としてお借りしておりました田んぼがございます。こちらは返却を予定しておりますが、現況復帰してお返しすることとなっておりますので、田んぼへの現況復帰を含んでおりますとともに、現在、保育所のほうに入りますスロープはL字型に曲がって上がるような形になっておりますので、少し見通しが利かないので、真っすぐしたスロープに付け替えるようなことも一緒にさせていただきたいと思っております。

工事につきましては、まだこれから入札等を控えまして、担当課とも打合せをしていくことになるとは思いますが、恐らくですが、建築のほうで発注させていただくことになるのではないかと考えております。

それから、最後にアスベストについてのご質問があったと思いますが、令和6年度に現地の調査をさせていただいておりますが、アスベスト調査もさせていただいておりますが、現在のところアスベストを含有しているというような報告はございませんでした。ただ、実際に工事が始まった後に出てきたというようなことがないとは限りませんので、工事費の中に

は最低限そのような対応をできるような内容で設計をさせていただいております。よろしく
お願いいたします。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 警備の磐城第2は増員ということで聞いていたんですけども、この警備の入札ですね。
これ、入札をいつなさっているのかと、落札者は多分、毎回違うと思うんで、その辺のこ
とも聞きたいのと、警備の教育、毎回変わると思うんで、入札でね。それが教育とかをされて
いるのかお聞きします。

ほんで、2点目の磐城認定こども園のほう、これも入札されているのか、それもお聞かせ
ください。

除却工事のことなんですけども、アスベストは確認されていないと言われたんですけども、
全てを設計で業務委託される場合はしないと駄目やと思うんです、アスベストは。後から出
てきたというのは非常に問題やと思うんですよ。だって、工事入っているんだから。これ、
アスベストでしたわでは駄目だと思います。そのための設計やと思うんです。それを何でし
てないんだと。

ほんで、令和8年の1月1日に1つ法律も変わっていますので、これは工作物に対しての
解体のアスベストの内容が変わっているんです。その辺もちゃんと確認されているのかと、
あと、令和6年度に設計業務の入札をされていると思うんですけども、物価高騰、今かなり
進んでいると思うんです。この業者さんも処分費や人件費とか、燃料費も今すごい上がって
いると思うんですけど、その金額は、すぐ入札が出されてないので、これまた入札が不調に
終わる可能性があると思うんです。その辺も考えて、今の現状に合った積算であるというの
は確認できているのかと、教えてください。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 ご質問ありがとうございます。

まず1つ目の交通誘導員の入札についてでございますが、こちらは一般競争入札を既に実
施しております。昨年の12月に債務負担行為を認めていただいておりますので、その準備行
為として入札のほうはさせていただきました。既に落札済みでございます。

それから、教育についてはなされているのかということでございます。確かに交通誘導員
の方、替わられますと、慣れ、不慣れありますので、使われる方または通られる方にとって
スムーズにできる、できないというのは確かに出てまいります。現在、来年度入札において
契約する見込みである業者さんについては、以前にも従事した経験のあるところでございま
すので、その点は心配してはおらないんですが、例えば何時の時間帯に交通量が多いとか、
朝夕ありますので、その辺については、こちらのほうが把握している範囲の中で伝えさせて
いただいて、対応のほうはしていただきたいなというふうには考えております。

それから、アスベストのほうの調査でございます。こちら、言葉足らずで申し訳ございま
せん。調査のほうはさせていただいております。させていただいたんですが、アスベストの
ほうは含有されていないというような報告が出ているというようなことではございます。た
だ、解体したときに見えなかったところから出てこないとも限らないので、工事費の中には

それを見込んでおると、若干の最低限のところは見込んでおるということでございます。

それから、単価のほうでございますが、令和6年度に設計をさせていただいて、7年、8年度になるわけです、2年たっておるわけですがけれども、単価のほうは管財課のほうとも調整させていただいて、最新の単価を取り込んだ上での見積りとさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 ありがとうございます。警備のほうは、毎回、替わると苦情が出たりというのも聞いて、ほんで、2名に増えていると思うんですけども、安全を確保するのに毎回替わられたら、それこそ人も替わられたら、どういう警備内容かというのも分からんと思うんで、やっぱり大変重要な役割、ガードマンになると思うんですよ。必ず現地で確認してもらいたいのと、教育、対策、これ、しっかり行ってほしいんです。ほんで、的確に、何にするのにもやっぱり危険予知活動というのはするべきやと思うんで、それをしっかりしていただいて、その報告、やっぱり日報とか、今日は何があったよとか、怒られたよとか、その辺もしっかりしていただいたほうがいいと思うんです。これは要望になります。よろしくお願いします。

ほんで、この除却のところなんですけども、早い段階で設計業務を出されて、年数がたったんも何でか僕も分からないんですけども、やっぱり早い段階で出すべきやと思うんです。出してから日がたち過ぎているんで、入札に入ってもらうのにも、値段を合わしにいくのにも、日がたてばたつほど、物価、今かなり高騰していますんで、その辺も的確に出していただくのと、このアスベストの、ないと言うて、出てきたときに対応するということでお聞きしたんですけども、その辺はしっかりやっていただいて、特に今うるさく言われているのは、外壁であったりというの也被言われていますんで、その辺しっかりやっていただいた後にしてほしいのと、あと、監理を任せられると思うんです。その監理も任せっきりでなくて、やっぱり職員さんも一緒に見に行って、ちゃんと確認だけしっかりしていただきたいのと、それだけ要望しておきます。

藤井本委員長 要望いたします。

(発言する者あり)

藤井本委員長 関連が2人。

梨本委員。

梨本委員 よろしく申し上げます。磐城第1保育園の除却に関して関連で聞かせていただきたいんですけども、令和6年度に設計されて、何で令和8年度の事業になるのかなというのが分からないんです。当初、普通ですと7年度事業になると思うんですけども、その辺りずれ込んだ理由をひとつ教えていただきたいのと、あと2つ目が、これ、駐車場の農地への現況復帰とか、それからスロープのことがあるということなんですけれども、そもそもなんですけど、除却工事に監理業務が要んのかなというのは、私、前から同じようなことを聞いていると思うんですけども、除却に関しては、建築で建てていくときはやっぱりしっかりと専門家の目で確認していかんとあかんというのはあると思うんですけども、解体、除却に関して、監理を毎回入れていくということに関してはちょっとどうかなという思いもあるんです。

その辺り、今回入れられたことについてご説明いただけるのであればしていただきたいのと、あと、これは外れてしまうかもしれないんですけども、この跡地、何か考えられていることがあんのやったら一緒に教えていただけますか。よろしくお願いします。

藤井本委員長 以上3点。

西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、除却の年度についてでございます。こちらのほうは、まず除却するに当たりまして起債を充当しておるんですけども、その起債の内容というのが公適債、いわゆる複合化をした際により有利に受けられるというような起債を使いまして、磐城認定こども園の給食施設を建設させていただいております。より有利な起債をそこに充てれる条件としまして、竣工後、5年以内にもともとあった施設を除却してくださいねというような条件がついておりますので、令和10年度末までに除却しなければいけないというようなまず1つのルールがございます。まず、それにのっとって、10年度までには除却しなければいけないという認識を持ってさせていただいておりますので、当初ならばすぐさまいうようなこともあったと思いますが、そのような猶予があるということで、令和8年度になったということがまず1つ。

それと、田んぼへの現況復帰ということがありまして、現在、碎石を入れて駐車場としておりますので、もともと田んぼ復旧ということになると、田んぼとして使える土をどこから用意してこなければならぬというようなこともありますので、今年度、いきいきセンターにおいて駐車場の整備というようなこともございますので、そこで出てくる田んぼの土等を有効活用できればというような思いもございます。そのようなところがあって、令和8年度に除却しようというようなことを決めさせていただいたということでございます。

それから、監理についてでございます。確かに除却するだけなんですけど、除却するに当たりまして、先ほど申し上げたように設計等もさせていただいておりますので、そのとおりに、設計どおりに進行していくかというようなことの監理もやはり必要かと思っております。我々、技術職ばかりではありませんので、より専門的なところにお任せできるということの心強さはあるところがございますので、監理のほうはさせていただきたいというように感じております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後、跡地の利用についてでございます。跡地の利活用については、現時点では具体的な決定はしておらないんですが、当面は、駐車場として利用できる程度の整備は行いたいというふうに考えております。2031年には、奈良県において国民スポーツ大会も予定されておることから、當麻スポーツセンターの駐車場の受皿ということで使えないかなというようなことも考えております。しかしながら、跡地につきましては、市民の方の貴重な財産であることから、引き続き適切な管理と維持を行いながらではございますが、有効な活用は今後も検討していきたいというようなことで考えておる次第でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 よく分かりました。複合化ということで、起債を使うためには除却するだけではあかんと、

給食のほうを建ててということは分かるんですけども、それやったら7年にしたらええんちやいますか。後で設計で、先ほど木村委員おっしゃられたように、今物価がすごく高騰しているんで、工事価格とか、やっぱり設計してもらっても、価格が変わってくると思うんですよ。設計だけやって、工事が次の年またいでとかってなってくると、なかなかこの予算委員会で審議してても2年またぎになってしまうんで、その辺り、7年度にやられたらあかんかったのかなというようなことで、これは意見だけ伝えさせてもらいます。

除却の監理なんですけど、除却工事の監理に関しましては、当然、技術職の方の職員さんに負担がかかるというのはよくよく分かります。けど、非常に、僕からすると、除却でこんだけもかかんのかというのはもったいないなというような思いもあって、その辺り、また今後検討していただいたらなというふうに思っております。

跡地についても決められたり、こういう方針でということが出れば、また議会のほうにも早く知らせていただきたいということで、よろしくお願いします。

藤井本委員長 いいですか。

梨本委員 はい。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私も同じところ、関連となりますけれども、1つは駐車場については、多分借地なので返却ということだと思うんですが、保育所の敷地そのものには借地部分はなかったのか、全部全て市有地なのか、これ、確認でお聞かせください。これが1つです。

それから2つ目ですけれども、複合化することによって有利な起債ができるということで、除却にそれを充てて、給食等のほうにも有利な起債を取ったということで、財政の負担を軽くするために非常に工夫していただいたのはありがたいと思うんですが、気になるのが、この磐城第1保育所につきましては、磐城小学校附属幼稚園を、これも複合化と言っていいと思いますけれども、認定こども園にすることで統合していくということで、これを閉園して、今日除却ということになったわけですが、その際に、いわゆる公共施設等適正管理推進債、つまり公共施設の統廃合によって床面積を減らせば有利な起債ができるというものがあって、だから、この認定こども園を造るときに、今言った起債、これを使っているのかどうか確認したいんです。というのは、今後、跡地に何か建てるときに、そうした起債を利用しているとすれば非常に矛盾したことになりますので、今後の利活用に関わることなので、それがどうなのかということについて伺います。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、1つ目の市の所有地かどうかというところでございます。おっしゃっていただきましたとおり、田んぼにつきましては借地でございますが、保育所の用地につきましては市が所有しているところでございます。

それから、有利な起債ということで言っていたんですけども、統合するに当たりまして、給食の調理棟を建設させていただきました。その建設調理棟に対して、より有利な起債を充てさせていただいております。こども園校舎自体にそのような起債が使われていたか

どうかというのが、私、今すぐ資料を持っておりませんので、調べてまたご報告はさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 じゃあ、そうしてください。いいですか。

ほかに。

(「関連で警備員のところで、いいですか」の声あり)

藤井本委員長 はい。

杉本委員。

杉本委員 警備員の配置のところで、人数を増やす云々と、あと、安全教育というのは木村委員さんおっしゃったとおりなんですけど、僕、前から提案していること、あるじゃないですか。市民の皆さんから聞いた、技術的なことじゃなくて人間性なところですよ。これって前お願いして、やっぱり子どもたちの相手もしていただかなあかんですよ。例えば安全面とか技術面、これは一定のルール化できると思うんですけども、今回もまた業者さんが替わったんですよ。業者さんの中でも人は替わるし、業者が替わったらもちろん人は替わるし、その中でも人は替わるしって、ここを前、僕、どないすんのかという質問をしたと思うんです。今はいけてますと言うんですけど、そこの文面化というのは難しいんやろうかもわからんですけど、どういう手段を取られるんですか、今回。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。ご質問ありがとうございます。

前回そのようなご質問をいただいたのは、確かに私も記憶しております。今回は既に入札も終わって、今契約に進むところでございますが、契約内容の中に、近隣住民の方でありますとか、子どもたちに対して、誠実かつ、砕けた言い回しではないんですが、そのような形で対応していただけるような一文は入れさせていただいております。従前から、警備員さんから、あるいは住民の方から、その警備員さんに対して何かご意見をいただいたときには、必ずすぐに出向いて、どのような状況であったのかとかいうのを確認しながら、改善策はそのときそのとき求めさせてきていただいたところなんです。ただ、新年度、令和8年度、事業者が替わりますので、また始まる前に一度、今までこういうようなご意見をいただいております。それを踏まえた対応をお願いしますということで、事細かな打合せはさせていただこうかなというふうには思っております。契約の内容に一言そのようなことは入れさせていただいておるんで、強調はさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 あとは業者さんとのやり取りになってくると思うんですけど、そこもかなり難しいところなんですけど、毎回毎回業者さんがころころと替わるのがいいのか悪いのか問題が出てくると思うんです。ほんで、果たしてその一文でどこまで通用するのかいうたら、ほんで、また、もしその方が何かクレームがあるたびに行かなあかんわけじゃないですか。それやったら、課長、ずっとあそこで警備しとったらええんちゃうんとなってくるから、より効率的な方法を、僕もいろいろ考えているんですけど、子ども好きな人大募集みたいな、やっぱりそこに

尽きるのかなと。通学路とかを見ていただいている方々なんかは、みんな100%の笑顔でやっていたいていないですか。そういう方をできるだけ出していただくようにというお願いのほうがいいかなと思うんです。こんな文面に書けないですけどね。最初の交渉とか約束のときに、できるだけ、このクレームが僕、一番意味が分からんクレームであつたんで、この前、引き続きしっかりやってください。お願いします。

藤井本委員長 要望でお願いします。

鶴本委員。

鶴本委員 よろしくをお願いします。90ページの3款民生費、2項児童福祉費、5目児童館費の児童館・学童保育所管理事業について3点お伺いいたします。

まず1点目は、本市における児童館の設置数と利用状況について教えてください。

次に、本市の児童館が果たしている具体的な役割や事業内容について教えてください。

最後に、児童館の在り方について、学童との役割分担や連携を含め、どのように整理、充実を図っていくお考えかをお聞かせください。よろしくお願いします。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

まず1つ目のご質問です。本市における児童館の設置数ですが、磐城校区児童館と當麻校区児童館、2つございます。

ご利用状況ですが、令和6年度末時点ではございますが、磐城児童館のほうは延べ8,689人、月平均で724人、また、當麻児童館のほうは462人、月平均で39人で、どちらの児童館も未就園児とその保護者の利用が中心となっている状況が見受けられます。

2つ目です。児童館が果たしている具体的な役割と事業内容ということですが、児童館は、18歳未満の子どもたちが自由に利用できる安全で安心な居場所を提供して、遊びや体験活動を通じた健全育成を図るとともに、保護者支援や地域交流の拠点として重要な役割を担っております。具体的には、子どもの居場所としての機能のほか、市内在住の未就学児とその保護者を対象に、親子で自由に遊べる場、気軽に悩みを相談できる場として、つどいの広場や親子の絆づくりプログラムや年齢別集い、利用者支援事業、子ども用品リサイクルなど、また、地域交流として、子育てサークル活動支援などを子育て支援センター及び児童館で行っております。

あと、3つ目です。児童館の在り方、学童保育所等の役割分担等なんですけれども、児童館は全ての子どもが自由に利用できる開かれた居場所としての役割を担っているのに対し、学童保育所は、保護者が就労等により放課後の保育を必要とする児童に生活の場を提供するものであり、それぞれ異なる役割があるところですが、子どもの健やかな成長を支える点では共通していると考えております。

今後につきましては、児童館や学童保育所、子育て支援センター、また必要であれば、こども・若者サポートセンター等との連携を図りながら、地域の実情や利用者ニーズに応じた取組の充実に努め、幅広い年代の子どもたちにも利用いただける環境づくりを進めていきたいと思います。また、限られた資源を有効的に活用しながら、真に必要とされる支援が持続

的に提供できる体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 靄本委員。

靄本委員 ありがとうございました。想像していたよりも多い人数で利用されているというのが分かりました。私が今から申し述べるのは質問ではなく、意見、要望としてお聞きください。旧新庄校区におきましては、児童館が設置されておらず、また、現状の児童館につきましても、市民の皆様から、施設内容を充実してほしい、安心して子どもを遊ばせられる場所を増やしてほしいといった声を伺っております。近年、いじめや児童虐待、家庭や学校における孤立といった課題がある中で、子どもたちが安心して過ごせる居場所の重要性は一層高まっております。

埼玉県内の事例では、子どもの遊び場としての機能に加え、子育て支援や世代間の交流の拠点としての役割を強化し、子どもたちの見守りや相談機能を含めた取組が進めております。児童館は単なる遊び場にとどまらず、小学生はもとより、18歳までの児童・生徒を対象とした支援の拠点として、いじめや虐待の未然防止、早期発見、さらには孤立の防止にも重要な施設であると考えます。

今後、葛城市においても、児童館機能のさらなる充実を図り、全ての子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの推進に努めていただきますよう要望いたします。あわせて、本事業に関わる予算につきましても、単なる施設運営にとどまらず、相談、見守り機能や多世代の交流など、児童館機能の充実につながる形でより効果的に活用されるよう強くお願いして、要望いたします。

以上です。

藤井本委員長 要望でいいですか。

靄本委員 はい。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 よろしく申し上げます。概要書の27ページの児童措置費のところの1、特別保育事業の中身全部に、ここ、結構僕、やっていただいてうれしいことばかりやから聞きたいんですけど、昨年の予算と比べて減っているのと上がってるのとあるんですね。これはどういう見解なんですか。この前の賃借、借り上げのやつは、人気がないから下がった。これは分かるんですけども、ほかのやつもそういった理由で下がっていて、上がっているやつはよく活用されているやつなのかというのが1つ目の質問です。全体的なことを言うていただきたい。ないやつもあるんですね、今年。

ほんで、次に、保育補助者雇上強化事業補助金、これ、保育士さんの専門的な業務以外の事務作業とかという雇用の補助金やと思うんですけども、これは去年と同じく同じ金額で来ているから、ある程度使ったはる人おると思うんですけども、どの保育所でこういった感じで雇用されていてというのを教えていただきたいです。

3つ目が、その下の保育士宿舍借上支援事業補助金なんですけど、僕がいろいろ保育士さ

んのことで一般質問をやっていただいて、何とかいろいろ活用していきたいなと思っていろいろ見ていたんですけど、どんな条件なんですかね。ほんで、ついでにもう一個答えてほしいんは、ほかのサイトとかを見ていたら、保育士さんの就職ナビみたいなサイトが結構あって、そこでこの借り上げ事業をやられている事業者って調べたら、葛城市は入ってないんですよ。なぜという話なんです。それで、この前、課長の答弁を聞いて、うーん、そういうことかなと思いながら聞いていたんですけど、例えばほかの京都市さんとかやったら、保育園まで実家が1時間以上で近くに住む方というふうな条件ということは、他市の方でも葛城市に来て一人暮らししてもうたら、近くに住んでいただいたときに家賃の何分の何、それは言うてもうたらいいと思う、補助しますよという制度やと思うのやけど、保育所の近辺じゃなくて、もっと外にアピールしやなあかん制度やと思うんです、僕は。なのに、ほかの保育士就職ナビみたいなところには載ってないという現状ね。それは増えんでしょうと思うんですよ。その辺答えていただいていた方がいいですか。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

まず、最初のご質問の特別保育事業の増減についてのご質問があったと思います。伸びているのもあれば、減額させていただいているのもございます。これにつきましては、経年の実績等を見ながら、その実績に見合うような形で増やさせていただいたり、減らさせていただいたりというのをそれぞれ調整はさせていただいております。おっしゃっていただいているとおりの伸びが多いものについては民間保育所の活用が多いもの、減っているものに関しましては活用の要望が少ないものというような形になるかと思います。

それから、保育補助者の雇い上げの強化事業なんですけども、こちらの内容につきましては、保育所の業務負担を軽減するために、保育士の離職を防止するというのが目的で、保育士の補助を行う雇い上げに係る必要な費用を補助させていただいているもので、これは令和7年度、令和8年度ともに、ご要望いただいている保育施設等は同じでございますので、金額はほぼ変わっていないような状況でございます。こちらのほうは国が8分の6、県が8分の1、市の持ち出し8分の1というような財源の内容になっております。

それから、宿舎のほうにつきましては内容でございます。こちらは保育士確保の対策としてそもそも事業化されているものでございますけども、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用を一部支援させていただいているんですけども、この前の補正のときにも、県内の利用はどうですかというようなことも聞いていただいていたと思うんですけども、県内の活用されている市町村をまず調べさせていただいたところ、奈良市、郡山市、橿原市、生駒市、広陵町、香芝市が現在ご利用があるところでございます。葛城市でなぜ利用が少ないのかということも、民間保育所のほうに聞き取りをさせていただいております。

こちらのほうにつきましては、まず、民間保育施設の事業者が自分の施設のいわゆる社宅というような形で借り上げるということがまず条件になってきますので、個々の保育士が個人的に借り上げられた場合、補助の対象とはしていない補助となっておるので、そこが使いにくいというところがまず1つございます。

それから、補助の内容が、保育士として採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士であることということがあるので、補助できる保育士もいれば、補助できない保育士も出てくるということで、事業者にしてみるとその辺の格差が生まれるのがどうも都合が悪いということで、使い勝手が悪いというような話もございました。

まず、その2点がネックになっているというなお話は聞いておりますが、それを踏まえた上で来年度、1事業者からは、先日申し上げたとおりご相談はいただいておりますので、ぜひとも予算化している以上、私たちも使っていただきたいなという思いはありますので、PRとかはもちろん引き続き続けさせていただきたいというふうに思っております。

事業の内容につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 全体的によく活用されているやつは上がっていて、あまり活用されていないやつは下がっているという認識は分かりました。ほんなら、なくなっているやつですね、今回。この概要書の中で下3つはなくなっているわけじゃないですか。その理由を、さっきも聞いたけど教えていただきたいです。

ほんで、雇い上げのほうは、細かい数字は後でいいです。取りあえず宿舎のほう。聞きたいんはそういうじゃなくて、それはもう分かっているんですけども、例えばほかの自治体やったら、親元の住所が市外にある方で、または親元の住所から勤務する保育園まで1時間以上かかる方という対象があったりするんです。ほんで、確かに契約は法人でやってくださいよってなっていますよ。それは後の問題やと思う。その前にアピールするところは、保育所に勤務するときに住んでいるところが1時間以上の方でしょう。何で中で探すんですかという話をしたいんですよ。そのためにこういうナビがあって、就職ナビみたいなところで、うちはこんな保育サービスをしていますよというところにこれが入ってないんですよ、葛城市は。なぜか。

そこのやったら、他市が書いているのは、賃借料、共益費、管理費、礼金、更新料などの費用対象とか、月額6万5,000円以内とか、具体的に書いてあるんですよ、そこに。ほんで、補助金額は家賃の4分の3と書いてある。そこの条件を聞きたいんですよ。じゃないと、増えないでしょうと思うんですよ、僕。そやから、何でかいうと、これは僕は遠い他市の方とか、例えば、ええ保育所で働きやすいよってうわさが出るとするやんか。他市でも葛城の保育所で働きたいという人が来たら、更にこんなあるですよって。これを目的に来る人はあんまりおらんと思うんですよ。そら増えへんでしょうって。

契約は保育所がやらはる。それはもちろんそうでしょうね。ほんで、今先ほど課長がおっしゃったみたいに5年縛りとかというのを、使いにくいでしょう。それは外されないですか。ぜひ、これ、逆に言うたら、そのサイトには3市しか載っていないです。ということは、4市しかやってないということ。やってないというか、そこに載ってないんですよ。だから、チャンスじゃんと思うんですよ。何でそういうことに力を入れへんのかなという思いと、あと、さっき聞いたみたいに、もうちょっと条件を詳しく教えていただきたいです。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 ご質問ありがとうございます。

まず、条件でございます。今やらせていただいている事業につきましては、国の補助事業に乗せていただかせてもらっております。市の単独事業というわけではございませんので、縛りがございます。その中で、まず対象者としているのが、保育士として採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士であること。この事業については、1人1回限りしか使えないという条件もございます。それから、やむを得ない事情による退職と認められる場合に限って、再度対象者としてとることができる。この場合の対象期限は、5年から退職した保育所で採用された日から、本事業を利用して退職するまでの期間を除く期間とするというような条件がついています。

ほんで、先ほどおっしゃっていただいた1時間以上かかるとかというような条件というのは、この国の補助事業の中には出てこないんです。おっしゃっていただいている内容というのが私も把握できていないところがありますので、どのような条件でされているのかというのはもう少し研究をさせていただければと思います。

先ほども申しましたように、せっかくある事業なので、私たちも使っていただきたいという思いもあります。委員おっしゃっていただいているみたいに、どのようにすれば使っていただけるのか。本当にここで働きたいなと思っていただける1つのカテゴリーになればいいと思っておりますので、調査研究は進めさせていただきたいと思います。すいません、このような答弁でよろしく願います。

杉本委員 金額とか。

西川子ども未来課長 すいません。まず、金額につきましては、月額は上限2万円としておるところでございます。よろしくお願いいたします。

杉本委員 去年あったのに今年ない理由。

西川子ども未来課長 すいません。昨年あって今年ない理由でございます。この補助事業につきましては、各民間施設に手挙げ制で、どのような補助事業を求められるのかということを当初予算編成時にお聞きしております。こちらの3つ、保育環境の改善につきましては、昨年度、華表保育園のほうで、熱中症対策としてエアコンの更新に充てたいということで手挙げをいただきましたが、今回こちらのほうが該当がなかったということでございます。

それと、その下の乳児等の通園支援事業につきましては、今年度から法整備、制度化されたために、こちらからの補助金という形で払うのではなくて、給付費というような形で新たに項目を設けてお支払いさせていただいております。補助の形が変わったということで、中がなくなったわけではございません。

それから、11番目の保育所等の業務管理の効率化につきましては、こちらでも華表保育園のほうでICTの活用に使いたいということで、令和7年度、ご要望いただいておりますが、令和8年度、この活用をされたいという事業所がなかったということで予算化には至っておりません。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ほかの部分は一定理解したんですが、この宿舍のやつ、そうなんです、ばれましたね。こ

れ、単独でやられているところが結構出てきたんですよ、ついに。奈良市さんとかやったら6万5,000円なんですよ、一戸当たり。京都市さんもそれぐらいですわ。単独でやられているところがぼんぼん出てきて、今やっているこの制度、薄まっていったるなと思うし、プラス、こっちのほうやっぱり案内出しやすいんですよ、そういうサイトとかというの。だから、次は、やっていただいているのは分かんやけど、2万円というのが多分ネックになってきよると思うんです。

ほんで、他市にならえというわけじゃないですけども、ほかの自治体、新しいところが結構出てきているんですよ。僕がこれを言い出した頃はあまりなかったんですよ。だから、やっていただいただけで、よっしゃって感じやった。今、結構調べたら出てくるんですよ。大阪とかでも1か月7万円とか。ほんで、1時間以上かかったら出ますよみたいななんもあるんですよ。今回は予算で言っているからあまり何もできひんかもわからない。研究して、どうせやんのやったら、言うたら悪いですけど、去年もあまり使っていなかったわけじゃないですか。だから、国の補助やからでけへんというのは分かるんですけど、1人の単価を上げて使えるようにするというふうにしたとかという研究だけ。かなり無理言うてると思うんですけども、ほかと比べたらかなり見劣りしますし。

もう一つは、やっぱり他市の保育士さんにアピールできるような制度、制度というかサイトとかあるんで、ちょっとそこ、気を入れて見ていただいたら、後で教えますけどね。普通に出てきますわ、やっている事業はどこですかって調べるサイトが。そこになぜ載せてない。多分無料で載せれると思うんです、こんなん。だから、そこも注力してやっていただけたら、より使える方が出てくるかなと思いますので、お願いしておきます。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 じゃあ、私も保育士の確保とか、また保育士さんの業務負担軽減に関することで、新規事業2点出てきています。それについて伺いをしたいと思います。ページ数は80ページなんですけれども、3款2項1目の1つが、両方とも児童福祉総務事業の中の部分なんですけど、11節役務費の保育士等紹介手数料120万円なんですけども、この事業につきまして、予算案の概要、26ページなんですけど、保育士・保育教諭人材紹介に係る手数料というふうに説明がありますけども、この詳細についてご説明を願いたいと思います。

それからもう一つが、教育・保育給付費等管理システム導入委託料220万円、これも同様に予算案の概要、26ページのほうに、これは施設型・地域型保育給付費や補助事業など、市内の関係保育施設と担当課間でデータ処理のやり取りをしているこの一連業務ですね。これ、ワンストップで処理できるシステムを導入することによって事務の効率を図るというふうに書かれていますが、これにつきましてもう少し詳細にご説明いただけたらと思います。

以上2点です。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の保育士等の紹介手数料、新たに令和8年度として120万円を計上させていた

だいております。この中身につきましてなんですけれども、保育士確保につきましては、従来からハローワークや求人サイトとかにも掲載させていただき、派遣保育士を含めて様々な方法で募集を行っております。このたび派遣していただいている保育士を市の会計年度として採用することを想定いたしまして、保育士等の紹介手数料を予算計上させていただきました。

積算根拠につきましては、派遣させていただいているところとの契約の中で、1年以内に派遣職員を葛城市が雇用した場合、会計年度任用職員として支払われるであろう賃金の約30%を紹介手数料として支払う義務が生じるというような契約内容になっております。これに基づきまして、30%相当の120万円を計上させていただいているところでございます。

それから、2つ目のご質問でございます。教育・保育給付費等の管理システム導入の委託料についてでございます。こちらにつきましては、民間保育所と我々の行政、自治体をつなぐ給付費、運営費のお支払いとはさせていただいているんですけれども、その給付費の管理のシステムを導入させていただこうというふうに考えております。これまでは紙媒体でありましたりとか、エクセルで行われた煩雑な事務作業がデジタル化されるということで、我々にとっても、使われる施設にとっても、また保護者にとってもメリットが生まれてくるものではないかというふうに考えております。

まず、民間の保育所側の作業でございますけれども、手作業で今まで給付費等の請求をしていただいておりますが、施設型給付費の概算の請求であったりとか、各加算の申請であったりとか、実績の報告や書類作成が実際クラウド上でできるような形になりますので、計算ミスや修正の手間が省けるものと考えております。

我々の行政側なんですけれども、審査・支払いの効率化と、まずペーパーレス化が進むものと考えております。施設から提出される膨大な紙の請求書とか添付書類を1枚ずつ担当職員が確認、入力する作業がなくなりますので、システム上のエラーチェックとか自動計算で行われることが多くなりますので、審査から支払いまでの処理スピードが飛躍的に向上することを期待しております。

3点目なんですけれども、保護者にとってどのようなメリットがあるかということです。まず、保育士の事務量が減るということに恐らくなってこようかと思えます。先生方の子どもたち一人一人に寄り添う余裕が生まれてくると思えますので、結果として保護者にも還元できるような環境づくりができるようなシステムができるというふうに考えております。

我々といたしましては、初期導入の調整とか施設側への操作説明とかのハードルはございますけれども、中長期的に見れば、担当職員の残業時間の軽減や保育の質の向上に貢献できるものと考えておりますので、令和8年度の予算要求に上げさせていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ありがとうございました。よく分かりました。今のシステム、この教育・保育給付費等管理システム、これを導入することによって、今までエクセルとかかちゃかちゃやっていたということが、非常にスムーズにいけるようになるということですよね。今うまくまとめておっしゃっていただきましたんで、保育所、事業者さんにとっても、行政にとっても、自

治体にとっても、いわゆる保護者にとっても、三方得なシステムになるというふうなことで、それは非常にいいかなというふうに思うんですけれども、このシステム導入に係ります補助、国庫補助とか財源とか、そういう内訳についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほどの保育士等紹介料手数料なんですけれども、先ほど派遣保育士を市の会計年度職員さんとして採用することを想定するというふうな話がありましたけれども、実際にそういう方がいらっしゃるのかどうかというふうなことをお伺いしたいのと、あと、それをするによる費用対効果というのはどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 まず1つ目の先ほどのシステム構築に当たる補助制度でございます。こちらは国庫として2分の1、地域未来交付金を充当しようというふうに考えております。半分の約100万円ほどは、一般財源の持ち出しとなる予定でございます。

それから、2点目ご質問いただきました紹介手数料の方でそのような方がおられるのかと、費用のほうでございますが、派遣でおいでいただいている保育士の派遣元の会社を通じてでございますけれども、1名葛城市の会計年度任用職員の採用を受けたいという方がいるんですけどもということでご相談をいただいているのが事の始まりでございます。

費用につきましては、派遣保育士に係る費用といたしましては、昨年の12月の議会において債務負担をさせていただいているときにもご説明させていただいているんですけれども、1人当たり1時間当たり3,300円の1日7時間45分、年間で241日働かれることを想定いたしまして、1名当たり616万4,000円の予算計上をさせていただいております。今年度も予算要求はさせていただいているんですけども、例年6人予定しているのを今年度は5名で要求させていただいております。

この616万4,000円に対しまして、葛城市が会計年度任用職員として直接雇い上げた際の費用でございますが、こちらは平均的な計算となりますが、賃金として支払われる報酬であったり、時間外、期末、勤勉を合わせた金額が358万円、通勤、共済、社会保険料、その他ということで63万2,000円、421万2,000円の支出が想定されます。会計年度として雇い入れる際と、派遣保育士として来ていただけたときのその差は195万2,000円になってまいります。ここから仮にこの方が会計年度として葛城市に来たいということで、それが採用がかなったとすればですが、紹介手数料120万円を差し引いても、葛城市からお支払いする費用というのが75万2,000円ほど節約になるというふうに考えております。例えばこの方が継続していただければ、2年目以降からは紹介手数料は一切かかりませんので、195万2,000円の財源が助かるということから、新たな試みとして計上させていただいている次第でございます。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 いいですか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 よく分かりました。まずはこの保育士紹介システム、これについては、費用的なことをよく理解をしておりました。この葛城市で働くことに意欲を持っていらっしゃるという

保育士さんがいらっしゃるということ、本当にありがたいなというふうに思います。実際に詳細な計算もしていただいて、75万2,000円がこうやって浮いてくるというふうなこと、それから、あと、継続していただいたら195万2,000円というふうなことで、本当にこうやって葛城市で働くことに意欲を持っていらっしゃる方がいらっしゃるということは本当にありがたいかなというふうに思います。

また、先ほど求人サイトにも掲載を始めたという答弁をいただきましたけれども、保育士確保が難しい中でありますけれども、引き続き、幅広く採用方法をまた研究をしていただきたいなというふうに思います。

それから、システムのことについてもよく分かりました。ぜひともこういったすばらしいシステムを導入されますので、これをうまく活用していただきますよう、またこれもよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

(「関連で」の声あり)

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 今の関連で、保育士の確保に関係することなんですけれども、これは葛城市はなかなか保育士を確保しにくくて、予算をせっかく計上しても確保できずに不用額になってしまったことが過去にもありまして、そのために待機児童が出るということがありますので、この間ずっと、いろんな手だてを通じて保育士確保のために奔走していただいた。これは本当に感謝いたすところでありますけれども、今回の保育士派遣業務委託について、派遣のほうは1名減らすので予算から昨年度より減るけれども、その中で会計年度任用職員として葛城市に勤めたいということで、そうすると引き抜きというふうな感じになるので、派遣会社からですね。そのための移籍料みたいなものですな。それを支払うということが、それが120万で上がっているわけです。

ちょっと質問なんですけど、葛城市は会計年度任用職員さんも採用していますよね。正職員さんも会計年度任用職員さんも広く採用している。派遣会社さんにもお願いしている。ところが、考えによっては、この方が派遣会社を辞めて葛城市の会計年度任用職員の採用をすれば、この120万要らなくなるわけですよ。そうすると、派遣会社との関係の中で、移籍したら120万あるから、あんた、会計年度任用職員、派遣会社のほうが積極的に葛城市を勧めるようになると、片一方で会計年度任用職員を募集してて、片一方はこういう経由で採用するというのは、経費の無駄も発生するし、私、ちょっと疑問に思うところがあるんです、どうなのかなと。それをお聞きしたいというのが1つです。そこら辺大丈夫なのかなと。できるだけ会計年度任用職員をしっかりと公募で採用するのが原則じゃないかなと思うので、そのお考えをお聞かせ願います。

それからもう一点ですけれども、私、120万を見て、これ、私、過去にも申し上げました。例えば看護師不足の中で、いろんな病院が奨学金という形で若い人に奨学金を与えて、そしてその病院に3年間勤めていただいて、それで奨学金とするという、いろんなことで看護師確保なんかをやられています。保育士についても、先ほどあった住宅を提供するとか、別に

手当をあげるとか、いろんな形で全国やっておられるんですが、私は学生たちのことを考えて、経済状況も考えたときに、やっぱりそういうことを葛城市、試みてもいいんじゃないかなと。これは前々から申し上げているところもあるんですけども、そのことについてのお考えをお伺いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。

先ほどの1つ目の質問で、派遣保育士を当市の会計年度として雇い入れる際の契約の話をさせていただいたんですが、その契約の中に、その方が葛城市におられて辞められてから1年以内に、葛城市がその方を雇い入れるということに関してペナルティーとございますか、紹介手数料がかかるというような内容になっております。なので、この方が葛城市の派遣を辞められて1年以上間が空いておれば、一切問題なく雇い入れることができるんですけども、たまたまこの方が引き続いて葛城市任用職員の採用試験を受けたいというような思いがありましたので、それを理由に会計年度職員として雇いませんよということは社会通念上、難しいかというふうに理解しておりますので、このような手だてを取らせていただいているところでございます。

ただ、先ほど、経費、これだけ浮きますよというような話をさせていただいたんですが、私どもは、派遣会社としてみれば派遣保育士として派遣されているほうが、会社としてのものうけのほうはしっかりあるんじゃないかというふうに思っておりますので、我々は今回支出する金額が多少なりともお安く済むということなので、今回はこういう方法もありかなというふうな思いでおります。

それから、奨学金の件についてでございます。いろんなところでお話を聞いていますと、民間保育所等で、例えば奈良県の中でも、民間保育所の方の保育士資格を持っておられない方が、保育士資格を取るためにどこか学校に通われるとかいうことになれば、それを活用できる国の補助制度とかを使われるというようなことも聞いたことがございます。少し私どもも研究はさせていただいたことがあるんですけども、主にやっぱり民間保育士の方の育成というところに重きを置いておられるのかなというふうな思いがあって、なかなかすぐにそれを取り入れようというふうには今はなっていない状況なんですけども、いろんなところでそのような動きがあることも承知しておりますので、幅広には勉強していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ご丁寧な答弁ありがとうございました。研究もされているということで、アンテナも張っていただいているということで、引き続きよろしくお願いいたします。

それから、会計年度任用職員さんの件につきましては、ご本人にとっても給料も上がることで、熱意を持ってここで派遣で働かれて、葛城市で勤めたいという思いがある中で来られるということですので、それについても承知いたしました。ありがとうございます。

藤井本委員長 いいですか。ほかに。

奥本委員。

奥本委員 私のほうからは3点質問させていただきます。

まず1点目、75ページ、3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費の地域包括支援課の18節負担金、補助金及び交付金のところのシルバー人材センターの運営補助なんですけども、これが令和7年に比べて、今年度、令和8年度、150万強減額となっております。この減額理由をまず教えてください。これが1点目です。

2点目、新人の議員さんもいらっしゃる事なので、当初予算の審査ということで改めてお聞きしたいんですが、同じく75ページ、3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費、これの敬老事業、地域包括支援課の19節扶助費です。敬老年金について伺います。まず、この敬老年金、3点あります。

1つは、事業内容についての内容をもう一回再確認させてください。

2点目、この事業の将来見通しをお願いします。特に、今現状9,371万円のところが1億円を突破するような時期というのも教えてください。

次の3点目、この年金事業はそもそも国の政策として実施するものであるというふうに認識しているんですけども、地方自治体が独自に実施するこの法的な根拠、これをお願いします。

次、最後の質問です。83ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、多様な事業者の参入促進・能力活用事業というやつ、こども未来課ですね。概要で言うと、27ページなんですけど、これ、新規の事業なんで内容がよく分からないので、内容をお願いします。特に、この中で概要にある多様な集団活用の市が定める基準とありますんで、その基準がどういったものか。それと、この利用料の一部に対し補助するというんですけども、この利用料以外のところ何があるんか、これをお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課、西川です。よろしくお願いします。

シルバー人材制度の補助金の減額の理由なんですけど、補助金に関しましては、国からの補助金が市町村からの補助金と同額以下と定められています。したがって、予算の試算上、必要とする国の補助金と同額としています。国の補助金の中には、シルバー人材センターの人員費が含まれています。令和7年度より、職員の1名が定年により嘱託職員になり、人員費が減額になったことにより、国の補助金も減額となっておりますので、市の補助金もそれに合わせて減額となっております。

続きまして、敬老年金の事業内容なんですけど、敬老年金は市内に1年間お住まいの方で、85歳以上の方に月5,000円ずつ配らせてもらう事業となっております。将来的な見通しなんですけど、1億円を超えるのはいつぐらいかということなんですけど、令和11年度頃には1億円を超えるのかなと思っています。

法的な根拠なんですけど、経緯といたしましては、昭和47年に旧新庄町において、ご高齢者の永年にわたる社会貢献に敬意を表すために始まった全国的にもまれな事業です。平成12年の介護保険制度創設により高齢者福祉の在り方が大きく変わる中で、合併協議会で、負担は低く、サービスは高いほうにという市民の皆様の約束により継続し、今日に至っております。

す。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

3つ目の質問をいただきました、多様な集団活動の利用者の支援事業の補助金についてでございます。この事業につきましては、幼児教育・保育の無償化の対象になっていない施設、令和元年の10月から3歳以上保育料に係る費用等が無償化になっているんですが、中には無認可の保育所の中でも、この対象にならない施設がございます。例えばなんですけれども、いわゆる森のようちえんと言われるところやインターナショナルスクールや自然体験型のプレスクールなど、一定の基準を満たしている施設が対象になってくるんですけれども、森のようちえんとかは施設を持っておられないので、そういうふうな給付費の対象にはなっていないんです。ただ、3歳以上の子どもさんがそこを使われているのに無償化にならないという不具合が出てきているのが事実でございます。そのような事業者の方を多く未就学児の保育に参加していただくということが主な目的となったのが、多様な集団活動というような名前で使われております。

対象となるご家庭なんですけれども、満3歳以上の方で小学校の就学前であることと、ほかの施設、幼児教育・保育の無償化の給付を受けておられない方を対象といたします。給付の上限額なんですけれども、月1人当たり2万円を市から利用者の方に補助させていただこうというふうに考えております。

こちらにつきましては、葛城市内においてなんですけれども、令和5年の4月から、3歳から5歳を対象に自然保育を実施する森のようちえんというのが実際にございます。この制度の対象となる施設は、先ほど申しました基準というものが有りますと申し上げましたが、市では定めるんですけれども、よくある上位法に定めるとおりというような内容にはなっていますが、その中でどのような基準が定められているかといいますと、先生に対する基準、十分な先生の人数が足りているのかどうかというような基準であったりとか、施設に係る基準、必要な衛生管理がされているのかかというような基準があったりとか、あと、運営や活動に関する基準、お子さんの活動の内容が日報等でちゃんと書かれているのかどうかというような基準がありますので、そのような基準が満たされるような施設であれば、これの対象にしようということでございます。今回、1事業者の方からご要望いただいておりますので、令和8年度、それにお応えさせていただけたらなというふうに考えております。

予算の内容、積算につきましては、月大体5人程度のご利用というふうに聞いておりますので、5人程度が12か月、2万円ほどさせていただくといたしまして、120万円を計上させていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず一番最初、シルバー人材センターの件なんですけれども、内容は1名の方が定年になって嘱託となったがために、国の補助金に合わせにいくために減額になっているということですね。上位法に合わせてそういうふうになっているのは分かるんですけれども、シルバー人材セ

ンターはインボイス制度が導入されてから、シルバー人材センターで契約されている方が個人事業主扱いになって、そこでインボイス登録されていない方に関しては、消費税がかかった分はセンターの負担になっているんです。その分で事務量が増えているんですけども、そこでまたこういう形で減額になるということは、かなりセンターの運営もこれからますます厳しくなるということなので、何かその辺の救済措置はないのかなと思ってしまいますけども、そういったものはほかに何かないんでしょうかね。

今センターの事務というのが2名でやっていらっしゃると思うんですけども、かなりかつかつな状態で、要は個人事業主としてのインボイスの書類の作成とかは、全部センターが肩代わりされているんです。そういった意味で、その辺をうまく市のほうで見てあげる方法が探せないか、まずそこを最後もう一度お願いします。

続きまして、敬老年金に関しましても、今分かりました。もう一度確認しましたら、市内に1年以上在住されている85歳以上の方に、月5,000円がもらえるという制度でございます。このままずっと進んでいきますと、令和11年に1億円突破する。これに関しては、補助金とかは全くないんですね。市の単独の財源でこれを措置していかないといけない。先ほど説明されたように、昭和47年、旧新庄町が導入された。そのときは珍しかった。何年か前に、東北のほうのある自治体で同じようなことやっていらっしゃるところが、これは廃止されています。ですから、全国で葛城市のみなんです、これをやっているのは。

昨年度のこの質問の中で、検討をするというふうにおっしゃっています。内容的には何かというと、月額支給額の見直し、支給年齢の見直しを検討していく、研究していくかな、おっしゃっているんですけども、まずこの辺のところはどういうふうに、その後どうなっているかというのを続けてお願いいたします。

それから、3点目の多様な事業者の参入促進というところで、森のようちえん、よく分かりました。今現状使っている方がいるということで、そこに対しては私も前から気になっていたんですけども、無償化の適用外ということで、要するに無認可の事業者やから仕方ないかなと思っていましたけど、そこに対して一応救済措置みたいな、つくっていただけるということでよく分かりました。

もう一度確認なんですけども、この森のようちえんさんって施設を持たなくて、要は森の中で保育をされているんです。天候によって開催の日数が変わってきているんですよ。暑い時期とかも、冬、寒い時期でも当然ありますので、その辺り今現状、1人月2万円ということですけども、開催日数とかの縛りとか、何か制限はあるんでしょうか。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課、西川です。よろしくお願いします。

シルバー人材センターの運営等、厳しくなっているのではないかなということなんですけど、令和7年度、葛城市の職員1名出向しておりまして、事務の援助のほうはさせてもらっています。運営的に厳しくなっていく可能性もあると思うんで、その辺はまたうちの出向した職員と話し合いながら、今後の補助金をどうするかというのは方向性を決めていきたいと思っています。

敬老年金について検討していますって言ってるんですけど、確かに毎年検討はしております。僕ら、直接市民の方の声を聞かさせてもらったら、なかなかこれを廃止するというのが厳しい状況で、やっぱりもらってくれた人は非常に喜んでおられます。その辺も勘案してこれからどうしていくか、財政の面もありますので、今後なお一層検討していきたいと思っています。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 先ほどの多様な集団活動の件でございます。天候によっては館を持っておられないので、確かに開催できないところもあるんですけども、補助の対象となる基準といたしましては、おおむねです、1日4時間以上8時間未満の活動が週5日以上あることで、年間39週以上を対象とするものというふうにされております。恐らくなんですけども、今多分、週5日されていないというふうには聞いておるので、どうされますかというふうにお聞ききさせてもらったところ、週5の開催をさせていただくということでお返事はいただいているところでございます。

保育料につきましては、おおむねお一人当たり3万円程度徴収されているというふうに聞いておりますので、そのうちの2万円が葛城市からの補助としてさせていただくと。財源につきましては、国・県・市それぞれ3分の1ずつの予定をしております。よろしく願いいたします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。

まず、シルバーに関しましては、令和7年度から市の職員さんが1名行って事務処理を手伝っていらっしゃるという、了解いたしました。センターの登録会員数も年々減っているんですね。というのは、やっぱり高齢になっても働いていらっしゃる方が増えてきて、センターの登録者が減っているという状況で、運営がかなり先行きが見通せない状況にありますので、その辺りも含めて、事務だけでなくて運営の何かいい知恵あれば、またその辺を話し合ってください。

それから、先に幼児教育のほうへ行きます。日数的なところの確認を分かりました。一応こういう形で、本来の国の制度の保育料無償化に乗っからない方というところの救済という意味では非常にいい制度だと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

それから、敬老年金なんですけども、よく分かります。難しいのは分かります。何年も何年もこれ、言い続けていることなんですけども、当初の目的にあった高齢の方に敬意と感謝を示すという意味では、これは必要だと私も思います。ただ、最近は、敬老年金はうちだけですけども、その上のところに敬老祝金とかありますよね。敬老祝品ですね、うちでは。ほかの自治体は敬老祝金というて、年齢を区切ってですけども、お金をやっぱり出していらっしゃるところがあるんですが、ここ10年ばかり、私、動向を調べましたら、全国の自治体でこの敬老祝金自体が廃止あるいは減少、縮小しているというところが非常に増えてきているんです。

1つには、まず財政的な問題ではないとは言いながらも、財政に直結する問題であるということ。それと、ほとんどの自治体が、うちもそうですけども、この配布に民生委員さんを使っていらっしゃるんです。民生委員さんの成り手も今なくなってきているのと、戸別の訪問で手渡しが非常に難しくなっている。なかなかぴんぽん行っても出ていただけない。電話もなかなか出ていただけない。直接接する機会というのが非常に難しい状況で、民生委員さんの負担が非常に増えている。それによって民生委員さんの成り手がないというところにも順繰りでつながっていつているんですけれども、そういった意味合いもあって、全国の自治体で減っている理由として、政策目的と政策効果の観点からこれを見直すべきではないかというの、これは全国的な潮流です。

ですから、これは問題提起ですけど、毎年していますけども、やっぱり葛城市もあるところでその辺の、先ほど令和11年見通しで1億円超えるという話でしたので、やはりその辺が1つのボーダーラインかなと思っていますので、研究を引き続き進めていっていただきたいと思っています。これは要望としてお願いします。ありがとうございました。

（「関連でよろしいですか」の声あり）

藤井本委員長 関連。

杉本委員。

杉本委員 敬老年金に関しては僕もいろいろ言わせてもらって、敬意を表してやって、これも全然いいし、市の単独、これも僕、いいと思うんですけども、クーポン券にだけへんのかって前言ったんですよ、僕。それやったら、配っていただいて、何でもいいじゃないですか、市内の店で限定使えるようにしといたら、プラス経済でという話で、調査しますって、僕、前、答弁をもらっているんですけど、その話、出ていますか、今。だけへん理由を明確に言ってもらわないと、僕は先に進めないんです。

今でもコロナのときから始まっているクーポンで、国の見解も、現金でどうやって配るのかねって言うたはるじゃないですか。だから、クーポンのほうがやりやすいし、これやったら葛城市がずっとやっていくのであれば、計算もしやすいと思うんです。使われなかった方は使われなかったで、なぜ使われないのか。使われたら使われたで市内の活性になる。俺はそのほうがいいんじゃないのって前言って、前の部長さんやったかな、調査しますって言っていただいたと思うんですけど、その後どうですかね。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課、西川です。

具体的にアンケートを取ったとかいうわけではなくて、何名の方かにそういう話はお聞きしたんですけど、85歳以上の方であれば、やっぱり現金のほうがいいという話は聞いております。

何で現金がいいかというと、家族、孫さんとかに何か買ってあげたりとか、自分の使いたいものに使えるというのがやっぱり第一の理由ということなので、今後もクーポンに変えるということはなかなか難しいかなと思うんですけど、また、今後、民生委員さんの負担等もありますので、これからもそういうことは研究していきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 あまり伝わってへんというか、あまり意味が分からないんですけど、何でクーポンに変えたら民生委員さんの負担が増えるんですかね。じゃなくて、僕は変えろと言ってるんじゃないで、無理、無理って言われたらほかの方法で聞かなあかんくなってくるから、まずはそういうふうに今おっしゃったアンケートを取るなり、現金のほうがええって言うに決まっているけど、徐々に徐々に増えていったらなくなるということになるでしょうと僕は心配しているんです、逆に。そうじゃなくて、今のうちからいろんな方法を考えて、いい方法で配れるほうがいいかなと思って僕はアイデアを出してるんですよ。

そういう答えが返ってくるに決まっていますよ。ただ、全員に聞いたわけじゃないでしょう。今のお話で、お孫さんに何か買ってあげたい。クーポン券でお米を買って、そのお金でお孫さんに買ってあげたら、スライドするだけじゃないですか。ただ、市内で買物に使えるような商品券にしておけば変えられるでしょうって、その出先をというか。そこを工夫しやなあかんし、高齢者の方やからしんどいかもわからんけど、なくなるよりはましやと思うんですね、僕。廃止の意向は意向で、それも意味分かりますけど、ただ、できるだけことはやろうよって言ってるんです、僕。

例えば、商品券にでけへん理由を明確に教えてくれたら、なるほどってなりますけど、今の話やったら、何人かに聞いて現金がいいですって聞いて、そうじゃなくて、ちゃんとアンケートを取りました。やっぱりそれではこういう不具合が出てきました。クーポン券にしたらこんな不具合があります。交通の便もないし、買物に行かれへん。そういうことを考えたら、やっぱり何%の人は無理でしたとかやったら無理やと思います。

でも、中には、僕の知り合いの方は、受け取ってないよ、拒否しているよという方もおられたからね。「子どもらに使ったりや、市のお金」と言う人もおったから、もっと柔軟に考えている方もおられると俺は思っているんですけども。だから、今やれって言っているわけじゃないですよ。こんなん今やれってできひんけど、今後のために、前は研究調査しますって言っていたから、更にやっていただけますかって聞いているんですよ。今すぐやれと言っているわけじゃなくて、こういう方法もあるでしょうって。

コロナ補助金のときは、何で現金じゃなくて、ほんならクーポンやったんですかって話になってくるじゃないですか。じゃないですか。それやったら、民生委員さんじゃなくて郵送で送れたりするんじゃないのという話、引換券をね。そういう手間が出てくるか分からへん、その手間をちゃんと言ってくれと言ってるんですよ。できひん理由をつて。ほんなら、納得したらできませんねってなるけど、今の話やったら、何も調査していませんと言われてるのと一緒なので、これからやってくださいって言ってるんですよ。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 今のご意見を聞いて、今後またやらせてもらいます。

以上です。

藤井本委員長 今あれですよ、85歳の方にお配りするときに、民生委員さんがその方の健康状態と

か、いわゆる暮らし方とか、確認するために手渡しをしているというところ辺で、民生委員さんの負担になっていると。しかし、それはその意味合いがあってやっているというところなんですよ。

この件なんですけど、できたら市長、お答えいただきたいんです。予算特別委員会、毎年と言うていいほどこの件は出てきます。先ほどあったように昭和四十何年でしたっけ、新庄町の時代に、長年この町でご苦勞をかけた方に敬意を表するということでできて、当初3,000円ぐらいやったと思うんですけども、どこかで5,000円になって、先ほど答弁にあったように、合併して負担は低くというところ辺で、サービスは高くということがあったんですけども。今までの議論の中で、私、市長が言わはったことは正しいと思っているのは、先ほど私、今日、誕生日で介護保険証が送られてきたと言いましたけど、介護保険制度ができたのが平成12年。この時期に大きな検討をすべきであったということを市長は語られたのをよく覚えています。私もそう思います。その後、先ほど奥本委員からの話があったように、これ、全国で多分1つやと思うんですね。これを継続するのであれば、やっぱり改定していかなあかんと思います。か、もうやめるかという判断の中で、どのように、短期的と違って長期的でいいから、前も市長、お答えいただいているので、お答えいただきたいと思うんですけども。

はい。

阿古市長。

阿古市長 この議論というのは、毎年のように実は行政内部でもしておりますし、議員の皆様方からもご意見をいただいているということは認識しております。そして、多分、ご意見いただいたときには答弁という形でお答えしているのかなと思っております。先ほど委員長があらかた歴史的なことをおっしゃいましたので、まず、昔からやっていた制度ではありますのやけども、一種合併する前に、介護保険制度のときに整理がされなかったというのは事実でございます。

本来ですと、介護保険制度というある一定の年齢以上の方で介護を要する人たちの新たな制度を導入したことによって、処置から支援に変わった。その段階で整理をすべきだった。タイミング的にはそのタイミングだったのかなと思いますけども、その以後合併をして、制度自身は変遷をしていたと思います。たしか年齢も80歳から85まで複数年で上げたような記憶がございますし、金額の変遷もあったのかなという記憶はあるんですけども、おっしゃるような人口のシフトが高齢化しているということが1つの大きな要因になっているのかなという思いでございます。ですので、合併した当初の金額、市が負担している金額も増加してきているというのも事実でございます。

ただ、その制度自身が、これは全国で1つかどうか私は存じ上げませんが、非常に温かい制度であるということは事実であるのかなと思っております。確かに意味合いというのは実は変わってきておまして、今はある種見守りという部分に意識を持ったような形の制度に変わってきているというところでございます。ご希望されない方はお断りいただくことも可能でございますので、それは個人の判断でお受け取りになるのかならないのかということ

とになるんですけども、ただ、今現在、非常に世代間バランスというものを考えたときに、子育て世代に対する投資といいますか、負担を軽減するという方向になってきております。そうした場合に、では、中間世代というのが一番実は苦しいんですけども、ご年配の方々にその制度があっていいのかどうかというのは、そのバランスの中で判断しないといけない。

それともう一つは、地域の人口構成がこれからどうなっていくのか。今現在、葛城市の場合は、高齢化率が28%少しでございます。それが30年後にもほぼ、それから数%も動かないと、30%までいかないであろうという予測も立っておりますので、その負担は確かに増えてくるのかもわかりませんが、バランス的には、世代間バランスとしては、負担ができる可能性はあるのかなと思っております。

ただ、全体の行政の皆さん方からお預かりしている税金の配分の方につきましては、その配分が不可能であると考えたときには、市民の皆様方に、申し訳ございませんが、この部分のサービスは変更させていただきますというご了解をもらう必要があるのかなと考えておるところでございます。常に研究をしながら、どの方向でいけるのが行政にとっていいのか、また、葛城市のまちづくりの在り方としていいのかという総合的な判断の中で、今継続をさせていただいているという状況でございます。その時代時代によって変化をするということが大切でございますので、ご意見いただきましたことに対しまして研究をしてみたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 次、進みます。

ほかに質疑ないですか。

梨本委員。

梨本委員 2点聞かせてください。

77ページ、1項7目14節のいきいきセンター管理事業の工事請負費8,575万円。これに関しては昨年、用地購入をされて、設計されて、ほんで今期、工事ということになっていると思うんですけども、この事業の方向性について変更がないのかということ聞かせていただきたいと思います。内容も含めてもう一度、改選もありましたんで、もう一回説明していただけますでしょうか。1点目がそれでお願いします。

2点目は、94ページ、2項8目18節のこども食堂支援補助金、これについて、今期60万円ということをつけていただいておりますが、今現在、葛城市の中にどれぐらいのこども食堂があって、1つ当たりどれぐらいの補助を考えているのかということと、この決定に至った経緯も含めてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 いきいきセンターの西川と申します。よろしくお願いします。

いきいきセンターの駐車場の拡幅工事についてなんですけど、今現在、駐車場のほうがなかなか足りていない状況で、いきいきセンター全体で今32台止めれるようになっています。そこがいっぱいになったら、グラウンドのほうへ移ってもらって、そこで10台止めれるよう

な体制なんですけど、教室等重なればそれもいっぱいになって、今止められない状況が続いております。

ということで、駐車場の工事のほうをさせていただきたいんですけど、工事請負費につきましては、令和7年度予算にて執行しました駐車場用地取得に伴う測量設計業務により算定されました工事費用を計上させてもらっています。

なお、工事の概要なんですけど、いきいきセンターの西側の土地の購入を考えております。アスファルト塗装で、駐車台数は今のところ56台ぐらいを予定しておりまして、いきいきセンターと段差なく出入りできるように考えております。

内容については以上です。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの梨本委員のご質問にお答えいたします。

現在、葛城市内におきましては、民間ボランティア団体で3団体がこども食堂を運営しておられることを把握しております。地域の温かい支え合いの中で活動を続けられておられまして、市といたしましてもこうした活動が地域に根づき、葛城市の子どもたちの健やかな成長を支える取組としまして継続、発展できるよう、支援の在り方について検討を進めてまいりました。その結果としまして、令和8年度予算に補助金という形で入れさせていただいたような次第でございます。

金額につきましてもお尋ねいただきましたが、金額につきましては、食事の提供等に要した経費の支出額から、寄附金や他団体からの支援金、参加者負担金、その他の収入額を控除した額としまして、1か所につきまして年間20万円を上限としまして、補助金として交付する方向で検討を進めております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 まず、いきいきセンターのほうなんですけれども、56台駐車場拡張ということで、昨年の議論、議事録を見ていますと、60台ぐらいということやったんですけれども、設計されて56台になったということで、ほぼ変わってない、若干台数の変更はあったけれども変わってないということで、昨年の議論の中では、これ、ちょっと多いん違うかと。何でこんな台数とこんな用地の広さが必要なんやというようなことの議論の中で、これは広域避難所であるというようなことも議論の中で出ながら、最終的には市長のほうから受援施設としての、これは隣にあるいきがい体育館のほうなんですけれども、これを利用した際には、そういった駐車場の整備も必要であるというようなことを発言いただいたと思うんです。

それについて、当時、川村議員がそのことを聞かれていたんですけれども、理解しましたというところで終わったと思うんですけれども、その方向性に変わりがないのかということをもう一回教えていただけますでしょうか。

もう一点のこども食堂のほう、これは本当に今手弁当でというか、ボランティアの方で、非常にこのこども食堂、北花内の私の住んでいるところでもやっていたいいるんですけ

れども、非常にたくさんの方が来ていただいて、主催されている方、ボランティアの方、本当に熱心にこれをやられています。ただ、こういった活動資金といいますか、そういったものに関しては非常に困っていらっしゃるという声も聞いておりましたので、非常にこれはつけていただいてありがたいなと。

昨年、議会のほうからも要望書という形で上げた中にも1つ入っていたと思いますので、このことについては感謝申し上げたいということと、さらに、こういった活動が市内で広がっていった際には、ぜひこ・若のほうでしっかりとサポートをしていただいたり、聞き取りをしていただいたり、そういったところとの連携もよろしくお願ひしたいと思います。

すいませんが、いきいきセンターのほうだけ。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 受援施設ということなんですけども、災害時にはそういう使い方もするとは思いますが、第一には現在の駐車場不足というのを解消するためが目的と考えております。また、先ほどおっしゃったように指定避難所ともなっているんで、その避難所になるときは、そこに利用者の方、駐車場として使っていただくようには考えております。

以上です。

梨本委員 今ので結構です。

藤井本委員長 いいですか。

梨本委員 はい。

藤井本委員長 それでは、約2時間近くなりましたので、ここで暫時休憩をいたします。3時10分、再開いたします。

休 憩 午後2時53分

再 開 午後3時10分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

質疑に入る前に、休憩前の議論の中で、谷原委員の磐城幼稚園の建替え時の起債方法について、後で報告するということになっておりました。調べていただいたようでございますので、発表をよろしくお願ひします。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。お時間をいただきまして、ありがとうございます。

磐城幼稚園から磐城認定こども園に建て替えたときの起債のことのご質問をいただいていたと思います。まず、使わせていただきました起債といたしましては、学校施設等の整備事業債、それから、幼稚園からこども園化したときには公共施設等適正管理推進事業債、いわゆる公適債と言われるもののメニューの中で、転用というような事業を使わせていただいております。給食調理棟を建設いたしました際にも、同じく公適債の集約・複合化というメニュー、今回、除却に関しましても、公的債なんですけども、その中の除却というメニューを使わせていただきます。一旦除却して更地になった時点でその事業は一旦終了ですので、

後々に何か建設するのに影響を与えるものではございません。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 よろしいですか、谷原委員。

それでは、質疑再開をいたします。

質疑ないですか。3款。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。

80ページ、民生費の1目児童福祉総務費の中の19節扶助費の子ども医療費扶助、2億円で上がってきているんですけども、昨年の当初予算では1億6,600万で補正が2,000万で上がってきたのかな。1億8,000万辺りのところやと思うんですけども、これ、予算に、最初子どもの医療費無償のやつでやってもらっていると思うんですけども、最初の予算の組み方で、一番最初、それ、無償をやっていただくんは、子どもたちにとっても、お父さん、お母さんにとってもありがたいことやと思うんですけども、最初、1億6,600万で組んだときに、一応天で多分組まはると思うんです、考え方としては。それ以下の予想やったけど、思いのほか増えて2億円という今年のやつなのか、予想どおりなのか、その辺を教えていただきたいです。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。

子ども医療費につきましては、令和6年度から現物化と無償化のほうをさせていただきまして、それにより扶助費のほうが伸びております。令和8年度の予算につきましては、令和7年度12月補正後の現計予算と同額の2億円としているところでございます。

伸びにつきましては、令和7年度はどれだけ医療費が伸びるかというのが全く分からない状況でしたので、6年度に少し上乗せをした形で組んでおりました。ところが、7年度については思っていた以上の医療費となりましたので、12月には3,400万円の補正をさせていただいております。8年度については、それを見まして、補正後の2億円とさせていただいております。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 全く分からなかったところの予算立てということですか、一番最初というのが。僕はやるときに、大体年間これぐらい医療費がかかっていますよねと、子どもの。それをゼロにしたらこれぐらいかかるであろうプラス、天で、最大で予算を組んだはんのかなというイメージなんですけど、全く分からんで1億6,600万というふうに組まれたとはどうも考えにくいんです。その辺が、でも、先ほど思った以上になって、その思ったラインを教えてほしいんですよね。

何でかといったら、いつも例年これぐらいの医療費がかかっているから、無償化したらこれぐらいになるであろう。やけど、そう思っていたんやけど、それ以上に伸びたんやったら、その要因を知りたいんですよ。やっぱりこれ、アッパーがない状態なんで、やっていただくのはすごいいいし、ただ、どこまででも見れるかというたら、なかなか圧迫するからね、予算の中で。ただ、その考えの中で、これぐらいであろうが、予想外だったのか、これが普

通の状態なのかというのをお聞きしたいんですけども。ほんで、思った以上に増えた要因は何なんですかね。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 令和7年度の予算では、上限で計上したものではなくて、全く分からない状況の中で、令和6年度にこれぐらいかという分を上乗せしたような予算でございました。

藤井本委員長 もう少し具体的に、例えば医療費が上がったとか、無償になったので子どもたちが医療機関に、いわゆる行きやすくなったというのかな、行かれるようになったとか、その見込みとの違いが出たというのは分かるんだけど、見込みとの違いは出たのはどのように検証されていますかというご質問をされているので、医療費の関係とか、単価が上がったとかいうのもあるのかなのか。そういう形でお答えいただけないでしょうか。

増井保険課長 見込みとしましては、なぜ増えたかというところでは、調査研究をしたところではないのははっきりとは言えないですけども、1つは自己負担がなくなったので行きやすくなったというのもあるのかなというふうには考えております。ただ、件数で見ましたら、現物無償化する前の5年度から6年度、また6年度から7年度の増加を見ましても、6年度は21%の増で、令和7年度は、見込みですけども6.6%の増ということで、伸びは低くなっているかなと思います。ただ、その伸びですけども、これが無償化になったことで伸びたのかというのは分からないところで、令和6年度でしたらインフルエンザとかコロナとか、そういった感染症がはやりましたし、今年もインフルエンザ、大きくはやっておりますので、単純に件数と給付額だけで増えた理由は何かというと、ちょっと分からないというのがお答えでございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 質問できひんもんね、もうね。想定内ではないということ。それやと、インフルエンザが増えたんやったら、インフルエンザ予防接種をやってあげたらええのになと思ひながら聞いてたんですけども、前に一般質問したとおり、それでも抑えられるわけじゃないですか。ほんで、これ、調べられないんですかね。病気にかかった子らが行くのは、そのためのやつやと思って、それはオーケーやと思うし、けがしている子というのも行って、それは当然やと思うんですよ。それ以外の負担というのが増えてんのかなって僕は、例えば薬であつたりとか、言い方は難しいですけど、病気であつたり、けがであつたり、行く子らが増えてますねんやったら全然俺はいいと思うんですよ。でも、その辺の調査ってできないもんなんですかね。

そこやったら俺、全然問題ないんですよ、はっきり言って。どんどん使ってよって、せっかくの制度なんだから。ほんでそれで、先ほどおっしゃったみたいにインフルエンザとかコロナとかあったから増えましてんやったら、全然僕はいいと思うんですけども。それ以外の要因あるぐらいの伸び、だって、一番最初に始まったときから27%ぐらい上がっているわけじゃないですか。当初想定していた、それが全く分かんというのが僕は全く分からないんですけども、想定したところから伸びてて、意外とこれ、好評で、子どもたちがすぐ病院へ行くようになって健康になりました。これはオーケーなんですよ、僕。ただ、それ以外の要

因はないんですかってお聞きしたいんですけども、3回目なんでいいです。

藤井本委員長 分からないということで。答え、ないのやね。じゃあ、もう少し。

増井課長。

増井保険課長 増井です。

どういう医療が伸びているかということなんですけども、福祉医療に届くデータは給付件数とか医療機関名とか金額、それぐらいしかありませんので、その件数というのもレセプトの件数ですので、その方が1か月に何日行かれたとかというのも一切分からない状況です。で、受診されたのが必要な受診であったのかどうかということは、こちらでは判断はできない状況でございます。

藤井本委員長 増田議長。

増田議長 私もちっと違和感があったんです、この2億円という丸い数字がね。予算を要求される段階で、財務と調整されるんですよ。根拠はあるんですよ、2億円の根拠って。私はその議論やと思うんで、どういう予算立てをされたんかということ、杉本委員はおっしゃっているんですよ。私が感じたのは、感じたんですよ。えらい丸い数字が並んでいるなというふうになんて違和感を覚えたのがそういうことなんですわ。積算があったらもっと細かい数字が出るんじゃないかなと。枠取りの数字やとは思いますが、その根拠ですよ。もうちょっと調べになっていると思うんで、財務はここで言われへんのやな。もう一度、お話しされた経緯も含めてね。

藤井本委員長 答えますの。

増井課長。

増井保険課長 令和8年度計上に向けての積算なんですけれども、令和7年度の実績を見ますと、乳幼児でしたら大体月当たり600万前後でございます。それから、小・中・高校生の医療につきましては900万、また1,000万ぐらいの毎月の支払いになっております。それを合わせますと大体2億円。その7年度の実績をもって8年度を算定いたしましたところ、乳幼児のほうで7,300万、それから小・中・高校生の分が1億2,700万、合わせて2億円というふうになっております。

増田議長 ありがとうございます。よく分かりました。

予算審議って、こんだけ時間をかけていろいろとご審議いただいているということは、非常に市民の皆さんからいただいた税金を有効に、無駄な予算がないかどうかというふうなご議論も時間をかけてやっていただいているということで、議員の皆さんも一生懸命この内容について審議されていますので、その辺のところ説明をきちっとやっていただかないと、そういう誤解も招いてしまいますので、よろしくお願いしときます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ほんなら、質問を変えます。それって、この制度、僕、あまり分からないんで詳しくないんですけども、先ほど、月何ぼ、何ぼって分かっているというか、請求みたいなんが来るわけじゃないですか。こんだけ市が払うわけでしょう。それ、どういう形で来るんですか。医療関係からダイレクトで来るんですかね。どういう形で来るんですか。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 各医療機関に受診された分については、国民健康保険の方の場合は国保連合会に集められます。国保連合会のほうから市のほうに請求がございます。

社会保険の方につきましては、社会保険支払診療基金のほうにデータが集まって、そこから市のほうに請求が来る。で、お支払いするという形になっております。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 そこにどこから来ていますかというのを調べれないんですか。何が言いたいかといったら、医療関係、どの病院から請求が来ているとかというのって、そこに調べたら出てこないもんなんですかね。例えば薬局からこんだけ来ています。何々医院さんからは何ぼ来ています。中身は分からなかったとしても、そこに聞いたら、どこから請求が来ているか分かったら、何に使っているかももう少しと明確に分かると思うんですけど、そういう請求はできないもんなんですかね。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 国保連合会、社会支払基金から来たデータの中には、どこの医療機関にかかったということは分かります。それをどこにかかったかというか、外来なのか、入院なのか、お薬なのかというような形でも見ることはできます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ほんじゃあ、医療機関だけなんですかね、ほんなら、来てるの。言い方は難しいですけども、その内訳を調べてほしいですね、1回、僕。どこから来ているのかというのを1回見てみたいんです。今は出せへんわね、そんなんね、今言うてね。1回それは調査研究というか、分かるじゃないですか。どこから何が来ているかというのを1回見てみたいです、僕。今分かるのであれば、こういうところですよって言うてもうたら、何にというのが分かりたいんで、僕は。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 それは医療機関ごとということですか。何々医院がどれだけとかですか。データとしてはありますので、できなくはないと思います。

藤井本委員長 この件については、子どもたちの医療費無料というところで、どれだけの方が病気になられるとか、けがされるというのは分かりませんよね。おっしゃることも分かります。去年のを参考にして出されたと。議員の方の中でもし心配されているんやったら、増えた場合はどうすんねんとかいう話、その場合はまた補正されるだろうし。もうそれでいいですか。

杉本委員 はい。

藤井本委員長 分からないと思いますわ。インフルエンザにどれぐらいかかられるかというのは読めない部分もございますので、そういったことも鑑みて、これは次に進みましょう。

じゃあ、次、質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、ちょっと戻りますけども、74ページ、3款1項4目になります。その他支援事業ということで、中軽度難聴児補聴器給付費54万1,000円ということですが、この給付事業

の内容についてまず1つお聞きします。対象とか給付額が幾らなのかということでお伺いします。何歳までかということも含めてお伺いいたします。

それから2つ目ですけれども、89ページ、3款2項5目の児童館・学童保育所運営事業、委託料のところに支援補助員委託料ということであるんですけども、予算案の概要、29ページにはなりますけれども、その支援補助員委託料ですね。これは学童保育所に関わる場所なんですけれども、これまでずっと私も要望を申し上げてきたところなんです、外遊びが今どうなっているのか。それぞれの施設で、学童保育所における外遊びの状況ですね。特に長期休業日、夏休みなどは朝から学童保育へ行かれる方もおられますので、各学童保育所での外遊びの状況がどうなっているかということについてお伺いします。

それから3つ目ですけれども、91ページの3款2項7目地域子育て支援センター運営事業ということになります。予算案の概要、29ページということですけども、これは予算案の概要には書いてあるんです。地域子育て支援拠点事業もその中に入っているんですけども。

私もこれをずっと言い続けていることなんです、要は毎週土曜日、日曜日を開設する地域子育て支援拠点施設を葛城市でもどうですかと。これ、一般質問でやりました。お隣の御所市では土日開設して、葛城市民がたくさんその利用者として登録されていると。やはりこの葛城市においてこうした子育て地域支援拠点施設、やっぱり土曜日、日曜日、共働きで働いているお母さん、平日ほとんど利用できないわけですから、本来必要な親御さんたちに利用されるように、子どもを遊ばせるだけではなくて、いろんな相談もできるし、橿原市とか、大阪では、例えば河内長野市では、一時預かりも土曜日、日曜日やっていて、お母さん方がリフレッシュするために利用しておられることもあって、本当に子育てにとってなくてはならない地域子育て支援拠点事業が、土日、葛城市ではいまだに開設されていないということなので、これ、今は計画されているのか、どういうふうな検討状況になっているのか、これをよろしく願います。

以上3点お願いします。

藤井本委員長 能海課長。

能海社会福祉課長 社会福祉課の能海でございます。よろしくお願いいたします。

中軽度難聴児補聴器給付費についてのご説明なのですが、身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力レベルが30デジベル以上70デジベル未満の18歳未満の児童に対し、健全な発達支援と福祉の増進を目的として、補聴器購入費用の一部を助成するものであります。対象になる補聴器と助成額については、市の要綱（葛城市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱）の別表に記載している軽度・中度難聴用、高度難聴用、重度難聴用、それぞれのポケット型、耳かけ型補聴器や耳穴型、骨伝導式等が対象であり、各補聴器の基準額と見積額の低いほうの3分の2（1,000円未満切捨て）を助成するものであります。

説明は以上となります。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 2点目の学童保育所での外遊びの現在の状況です。

外遊びにつきましては、本来、子どもの健全な発達の観点から重要であるということは認

識しております。ただし、現状においては、学校施設の調整や、さらには支援員の配置状況等により、限られた人員で多人数の児童を安全に見守る必要がある中、どうしても事故のリスクを伴う外遊びについては慎重な判断を行わざるを得ず、安全確保を最優先とした結果、外遊びの機会が制限されているものとは考えております。

ただ、現在の状況ですが、令和7年度におきましては、當麻学童で、気候のいい時期に週に1度、水曜日に、すぐ隣にあります幼稚園の園庭をお借りしまして、縄跳びや鬼ごっこ、かくれんぼなどを実施いたしました。

また、他の学童での外遊びは実施できていませんでしたが、長期休暇中において、少しでも子どもたちのために何かできないかということを検討しまして、アクティブな出前講座や、児童の安全を確保した上で室内で楽しく体を動かす機会をつくりました。

以上です。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの谷原委員のご質問にお答えいたします。

地域子育て支援拠点事業の土日の開設につきましての答弁となります。

まず、現状の開所状況を申し上げますと、子育て支援センターでは、現在、月曜日から金曜日まで平日、続きまして磐城児童館では、月曜日から金曜日までと第2、第4土曜日に開設しております、土曜日につきましてはつどいの広場としまして、磐城児童館で月2回実施しております。

利用状況ですけれども、令和6年度で880人の親子が、令和7年度は2月末現在で777人の親子の方がご利用いただいている状況でございます。

委員ご指摘のように、平日に就労されておられる保護者の方にとって、土日こそ子育て支援センターを利用したいというニーズが高いことは、担当課としましても十分認識しておるところですが、しかしながら、土日の全面的な開所が現時点で困難の理由としましては、やはり人員確保の困難さがございます。子育て支援員として従事していただくためには、保育士資格などの所有または所定の子育て支援員研修の修了などが必要となります。

現状におきましても、平日の運営に必要な支援員の安定的な確保が課題となっております。土日開設のためにさらなる人員を確保することは、大変困難な状況で現在でございます。現時点では全面的な土日開所には至っておりませんが、市民の皆様のニーズに応えるべく、引き続き子育て支援員の募集、安定確保に努めるとともに、土日開設ができないか、実施場所等も含めまして担当課で研究を重ねているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

まず、中軽度難聴児の補聴器の給付事業ですけど、要は身体障害者手帳を受けるまでには至らないけれども、必要な方に、18歳までの方には助成しているということであります。これにつきましては、要望みたいな形になるんですけども、18歳を超えともうないんです

よね。ないんです。補聴器が合わなくなってきたりしますので、そうすると途端に困難になると、社会生活も、負担が生じるということで。これを年齢制限を多少やっぱりちょっと上のほうまで含めてお願いできないかなというのがあるんです。

これは高齢者も同じなんですけどね。高齢者も、身体障害者手帳の受給まで至らないんだけど、非常に日常生活不便されるということで、これも私も一度お話もしたことがありますけれども、認知症との関連性もあって、耳の聞こえが悪くなると認知症が進むということもあるので、やっぱり軽度の難聴者の方に対する補助を社会としてもっとやっていったらいいんじゃないかなと思いますし、この若い方のところ、これはぜひ考えていただけたらと思います。

今の制度でも子どもの発達の上で非常に重要なことなので、学校生活の中でも聞こえの悪いまま成績が落ちて、よく見ると聞こえが悪い子がいるということがあって、そういう軽い子でも、こういう補聴器の制度があるというのは非常にありがたいことなんですけれども、もうちょっと上のほうへ延ばせていただけたらということで、これは要望として申し上げておきます。

それから、学童保育所のほうですけれども、何とか努力をされているということであります。當麻学童保育所では水曜日、そういう形でやられておられるということで、できるだけ、ほかの市町村では外遊びをやられているところが多いので、やっぱり葛城市が安全安全ということでやられると、これ、何度も申し上げているんですが、子どもが学童へ行くの嫌だと親御さんが困るんですよ。「学童へ行きたくない」言うてるいうたら、親御さんがそのぐずった子を、なかなか働きに行くのが大変になって、だから、機嫌よく学童に親御さんとしては行ってほしいというのがあって、やっぱり一番子どもの大きな理由は、外遊びでちゃんと。学童へ行ってない子はみんな外で遊んで楽しくやっていると。だから、高学年になるに従って学童へ行かずに、家へ帰って友達と遊んでいるというふうなことがあって、学童保育所は低学年の子が中心みたいところになるんですが、ここを何とか改善を引き続きお願いしたいなと思います。

私、これ、直接聞いたのは、小学校の先生で退職された方で、子どもが好きだからいうて学童保育所の支援員になられる方がいらっしゃるんです。その方が、葛城市、これ、あかんど。閉じ込めて、子どもをね。子どものためにもよくないし、それが翌日、学校へ行ってストレスを発散するんやったら、学校の先生も困るんやから、もうちょっと伸び伸びさせたほうがいいでということをも、直接聞いたことがあるんですよ。そういうことがあってつくく取り上げさせていただいているんですが、ぜひ、これは安全面も当然大事なんですけれども、もっと研究していただけたらと、ちょっとでも前進させていただけたらと思います。

それから3つ目ですけれども、要は子育て支援拠点事業なんですけれども、土日の件ですが、質問なんですけれども、利用者の数をおっしゃいました、880人とか777人やったかな。これは延べ数ですか。それとも登録数ですか。登録数うかな。延べの利用者数なのか、あるいは登録者数なのか、お願いします。

藤井本委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。ただいまの谷原委員のご質問にお答えいたします。

私が先ほど申し上げました、令和6年度880人と申しましたのは、親子の延べ数でございます。登録数としましては、延べ数で令和6年度で、子どもの数が478人、保護者が402人の合計880人となっております。令和7年度、今年度につきましては2月末までで、子どもが延べ433人、保護者が延べ344人の合計777人の利用となっております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 延べですので、これは毎週平日も含めてやられておられますので、利用者はほんまに多くはないんですよ。必要な方は、だから、助かってはいるんですけども、やはり今平日働いている共働き世帯のほうが圧倒的に多いわけですから、その方々がこのサービスから排除されていることとなりますので、これはぜひ検討をお願いしたいと。特に出ましたのは人員の確保、やっぱり保育士の確保が要るんです。

これについては私も申し上げましたけれども、樫原市に私もその施設、視察に行きまして、向こうの課長さんとお話ししましたけれども、要は施設型の保育所で、一日保育士として働くのは嫌だけれども、要は親御さんが来る、お子さんと来て遊ばせる、そういうところで働きたい若い保育士さんは結構いらっしゃるんですよ。だから、確保には苦労していませんというふうなお話を聞いているんですね。

だから、私、もうちょっと本当にやる気があるんだったら、先進でもないですよ、今ほとんど県内でも増えてきているので、ぜひ視察に行つてほしいんですよ。例えば、ここの近くだったら樫原市八木駅前にありますし、大阪では、あいっくという河内長野市駅の前に、商業テナントの中のあいっく、これは本当に先進的なところで、全国からも大勢見に来られているところがありますし、そういうところへ行かれたら、本当に活発に保護者の方が集まられて、子どもサークルもつくっておられたり、本当に地域のコミュニティの拠点になっていますので、子育ての拠点をつくる上で、葛城市はその点でぜひ先進事例をもっと研究していただいて、一步でも前にも進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(「関連でよろしいですか」の声あり)

藤井本委員長 はい。

杉本委員。

杉本委員 学童のところに関連で、予算で言うとかいうか、学童は大きく広げてもうてるし、谷原委員さんおっしゃるみたいに外遊びって、体育館を使えよって、僕、その辺もほんまに同意見なんですけど、子どもたちとか現場の人らに聞くと、おもちゃとか本とかがないと。来ても、例えばうちの息子とかが行つてたときは、学童にある本を僕が買いに行かされるんですよ。ぼろぼろで読まれへんみたいななんか、こういうのを購入とか、市民の皆さんに募つて、例えば古紙回収とかで行つたらいっぱい本が出てきているじゃないですか。例えばこの年代のこういった系の本。だから、全部持つてきてください言うたらえらいことになると思うんですよ。でも、例えばこの年代のこういう本、お持ちの方あればみたいなことをやったり、こ

ういうおもちゃないですかとか、学童の中にもカードゲームとかも置いてあんのやけども、ぼろぼろやけど、うち、捨てるほどあるんでね。持っていったええんか悪いんかも分からんぐらいなんですよね。そういう備品費はここに入っているのか。おもちゃとか本とかを買うお金は入っているのか。どこなんかというのを教えていただきたいのと、もし買うんであればどんなん買われる。買われへんのやったら買われへんでいいんですけども。

あともう一つは、学童へ行きたくないという子の声を聞いたら、僕、学校との連携、日頃の、というのがほんまにできてんのかなと思うんです。例を言うと、学校でけんかとかもあるわけなんですよね。学童へ行ったら普通に横に座らされて、またけんかになるとか。それで周りの子らが被害に遭うみたい。それで、学校の先生が学童の先生に、学校と連携して聞いてくださいよって言ったら、日頃のことなんでみたい。それが次の日に学校にも行かないんですよね。分かりますか。連絡が行ってないと聞いているんです。その辺を、前1回これを質問したと思うんで、今やられてんのかどうかです。そうやった日々の連携というのをやられてんのかどうか、教えていただきたいと思います。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

学童の本やおもちゃにつきましては、予算の中の消耗品の中で、各学童の主任先生を中心に、子どもたちの年齢構成や遊びの状況等を踏まえまして、必要なおもちゃや本を選定して購入しておるのが現状でございます。また、学童保育所では本やおもちゃだけでなく、子ども同士の遊びの工夫ということで、工作等の活動も取り入れながら、それぞれの学童保育所において工夫しております。それも消耗品の中で購入させていただいております。

ご提案のとおり、家庭でご不要になった本やおもちゃなどなんですけども、子どもたちのためにご提供いただけるというお気持ちは本当にありがたいことなんですけれども、一方で寄附を募る形ということで、広く募る形とした場合に、受入れの際の確認の仕分とか、あと保管場所の確保等、運用面での課題や職員の負担も生じてくるということで、現段階としては制度化されていない状況です。個別にお声をいただいた場合には、学童保育所の状況や必要性も踏まえながら、対応可能とさせていただいておりますので、個別に相談させていただいております。

あと、日頃の学校との連携なんですけども、学校で何かあったときには、学校の先生方から支援員のほうへお迎えの際にお話しいただいたり、個別に先生同士で、学校の先生と支援員さんとお話ししていただいたりして連携は取っております。また、学童のほうで何かあった事項も、学校のほうの先生に、こんなことが起きましたということは連携は取っております。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ほんなら、もらう側からしたらこういうデメリットがありますよ。それは一理分かるんですけども、じゃあ、今、買っていただけるおもちゃなどでというので足りてんのかという話なんです。話が一番最初に戻るんですけど、足りてないという声を聞いたから今聞いてい

るんですけども、その予算が少なかったら少ないでしゃあないけど、それやったら捨てるもんがあんのやったら集めたらという意見なんですよ。足りてんのやったらいいと思うんですよ。その辺の声はちゃんと聞けてんのかというのは、ほんなら、もう一回聞きたいんですけども。

もう一つの質問の連携ができているというのは、この前僕が質問してから連携を強化していただいたのか、ずっとやっています、ずっと今までそうやっています。僕が聞いたときは、前聞いたときは、連携できていませんよ、だから、しっかりしてくださいねと言って、強化して今更にやっているのか、どっちなんですかね。

藤井本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 おもちゃ、本なんですけども、足りているかというのなんですけども、本当に足りない場合は支援員、主任を通じて、子育て支援課のほうに連絡はいただいておりますので、その辺は予算立てする上でも検討はさせていただいているので、また、各学童でいろいろあるのをローテーションしながら使っているの、目新しいおもちゃや本の中にはあるかとは思っております。

あと、学校との連携なんですけども、私が来てから一度お話はさせていただいております。各小学校それぞれ回らせてもらって、校長先生とお話もさせていただいております。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 そしたら、おもちゃと本とかそういう系に関しては、1回せっかく出たんだから、一応僕の耳には、例えば忍海の学童を広げてくれる言ったやんか。あれ、結構みんな、早うしてくれたらよかったのにつて怒りの声が来ているんですね。上になってきているから、僕の子どもも。でも、広なったら広なった分、本もおもちゃも、それだけ数が要るんじゃないのって聞きに行ったら、今も足りてないよっていう、結構足りてないよって。ほんでぼろぼろやよというね。新しくなるし広なるから、余計に一遍注力して見ていただきたいと思います。

あと、学校との連携ということに関しては、やっっていたいているというのはありがたいと思うんですけども、言うてもやっぱり分かれてるなんで、僕はその辺はもうちょっと密にやっただいて、学童に行きたくないという原因の1つがそれやったんですよ、僕が聞いたんは。そういうのを聞いていただいて、対応していただけたらなと思います。取りあえずここまでにしておきます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「あと1点だけ」の声あり)

藤井本委員長 1点。

谷原委員。

谷原委員 1件だけお願いします。これは予算の内容そのものということにはならないんですけども、今手元にすぐ出ないんで申し訳ないんですけど、老人福祉費、事業費ですね、老人福祉事業というふうなことで、先ほどシルバー人材のことが出てまいりました。私、気になったのは、この老人福祉という名前なんです。私ももう高齢者になっていますので、高齢者福祉というのだったらぴんとくるし、元気な高齢者というのは分かるんですが、老人という名

前が予算書を見ると幾つか残っているんで、これは例えばシルバー人材センターなんかには補助金が下りるので、国のほうの補助金との関係でこういう名前が国でも使われているので、こういう名前が残っているのか。そうでなかったら、私は老人という言葉、今の社会の中でなじまないようになってきているのかなと思うので、高齢者福祉でもいいんじゃないかなというふうに単純に思うところがあって、この見解をお聞かせ願えたらと思うんです。よろしくお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課の西川です。

老人福祉事業を高齢者福祉事業に変更できるかというお話なんですけど、老人福祉という言葉は、確かに僕も時代にはおうてないなとは思っています。でも、この老人福祉というのは、老人福祉法から恐らく名前が来ているのかなと思うんですけど、この老人福祉法という名称はまだ使われておるんで、国も県もまだこの老人福祉という言葉を使っているんで、今後、変更できるかまた研究はさせていただきます。

以上です。

藤井本委員長 なるほどね。ショックを受けるときあるからね。

ほかにはないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、これで3款民生費に対する質疑を終結いたします。

職員さんの入替えを行いますので、約5分、4時再開にいたします。

休 憩 午後3時52分

再 開 午後4時00分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4款衛生費に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

木村委員。

木村委員 よろしく申し上げます。4款衛生費、予算案の概要の35ページ、よろしく申し上げます。

3、地域環境対策事業支援事業の(3)工事請負費、新規不法投棄防止のため、監視カメラ設置工事を行う34万7,000円についてお聞きします。これはどこに設置されるのか。何台設置されるのか。また、現在、不法投棄等はどれぐらいあるのか教えてください。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田です。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問の不法投棄監視カメラの設置工事についてでございます。これにつきましては、市内の不法投棄のおそれのある場所に設置することにより、不法投棄を防止するというので、予定として、大字竹内、設置場所は日本遺産でもある竹内峠の旧道入り口付近を想定しております。

不法投棄の件数でございますが、連絡がありましたらその都度行っておるんですけども、年間30件ほどあるんですけども、監視カメラを設置したところはなくなっているということ

で、設置をするものでございます。

台数につきましては、1台を予定しております。

以上でございます。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 この不法投棄、僕も土木の仕事をさしてもうて、何でか知らんけど、自分の所有の土地に捨てられたら、これ、所有者の責任、土地の所有者で自分でほかさんなん、うちもやられたんです、実際ね。夜の間にほかされてて、今ほんでカメラをつけたら、全く来なくなったんですよ。これ、非常に有効やと思うんです、やっぱり。でも、これ、今解体がすごいはやってて、はやっててというか、するのがあって、不法投棄がかなり増えているんです。今聞いても30件あると思う。特にこれ、やっぱり見えへんところとか、暗いところに行かれると思うんです。これ、もうちょっとあるのかなと思ったら1台やって聞いたんですけどね。これ、もうちょっと増やしていただく予定はあるのかと、あと、葛城市の市民の土地、そのところに不法投棄された場合、葛城市としてその処分、どうしたらいいですかという問合せ等があったら、市として何か相談だったり、ごみを受け入れるよとか、そういう今制度とかあったりするんか教えてください。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田です。

ただいまのご質問で、監視カメラの今後の予定なり、数量でございます。令和6年でも4台設置をしております、そういう形で効果を上げておまして、また今後、状況も見ながら増やしていきたいと考えております。

民有地に不法投棄をされた場合、やはり管理者の責任で撤去をしていただくというところなんです、状況に応じて隣接であったり、その辺の整備という形で、道路敷であれば市のほうで撤去をさせていただくような対応をさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 ご質問ありがとうございます。不法投棄のカメラにつきましては、そうやって何台もつけることによって抑止力というのはあると思うんですけれども、むやみやたらにもつけられませんので、そういう不法投棄箇所があったところを中心として、翌年度で設置できればなということで計画をしております。

先ほど課長も申し上げましたように、何年か前に4台ほどつけさせていただいて、やはり委員おっしゃっていただいているように、その場所についてはごみは減っているのは事実でございます。あと、個人の不法投棄なんですけども、基本個人の所有地なので、自分で持っていていただくということはお話をした上で、クリーンセンターとも連携をして、こういう方が持っていけるんで、スムーズに受け付けてあげてくださいねというようなことでの連携は取らせていただいております。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 ありがとうございます。これ、要望と意見なんですけど、不法投棄されるんは大体産廃、

産業廃棄物、クリーンセンターに受け入れられへんもんが特に、ほんで、一緒くたにほかされるんで、なかなかこれ、難しいと思うんでね。専門家やったら、それ、分けて処分とかできるんやけど、やっぱり市民の方は分けてしたりということができないと思うんで、この辺は業者さん、紹介できるよとか、やっぱり市民、業者さんもどこに言ったらいいか分かんないんで。その辺、また、葛城市の業者さんとか、連携できているよというのがあれば、そこを紹介していただくように、その辺をつくつといていただければ何かあったときに対応しますんで、その辺だけ要望等お願いしときます。

以上です。

藤井本委員長 これ、年間30件の通報とかあるという話やったけど、部長も答弁されたように、つけたところは抑止効果があってなくなりますよということなんですけど、葛城市全体としてつけていっているんで、徐々に、全体として減っていったんのか、つけたところは減っているけども横ばいなのか、つけてんのやけど増えてますねんというものなのか、全体として、部分じゃなくて、この機会に教えてくれますか。

西川部長。

西川市民生活部長 不法投棄の通報があるのは、各大字に環境委員さんがおられますので、日頃からその環境委員さんにパトロールのほうはしていただいております。ほんで、大字によれば、公民館のほうに集めたんで回収に来てよとかいうのもございますし、ほとんどがそういうふうな形で、大字のほうからの要請の件数かなというように思います。どの大字も熱心に活動のほうをしていただいておりますので、私の見解としては減っておるのかなというようには思っております。

藤井本委員長 分かりました。

ほかに質疑ないですか。

靄本委員。

靄本委員 よろしくお願ひします。109ページの4款衛生費、1項保健衛生費、7目環境衛生費のうち、特定外来生物防除等対策事業の委託料4,665万円についてお伺ひします。この事業は新規事業やと思いますけども、クビアカツヤカミキリなどの駆除対策が中心だと思いますけども、本事業の目的と具体的な事業内容について教えていただけますでしょうか。

あともう一つ、この特定外来生物は繁殖力が強く、継続的な対策が重要と考えますけども、今後、どのような防除対策を進めていくのかの見解もお願いいたします。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田です。

ただいまのご質問で、特定外来生物防除等対策事業についてでございます。

まず、概要についてですが、特定外来生物防除等対策事業は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる桜の被害の防止、分布拡大の抑制・根絶、生態系の回復を図り、自然観光資源の毀損を防ぐため実施するものです。クビアカツヤカミキリは、桜などバラ科の樹木に寄生し、枯死させる危険性があります。今まで殺虫スプレーや捕殺、樹幹へのネットを巻きつけて被害の拡大防止対策をしてまいりましたが、繁殖力が強く、急激に被害が広がっ

てきています。抜本的な対策が必要で、薬剤で防げるものは樹幹注入を実施し、伐採による拡大防止を図るべきものは伐採をしなければならない段階にあります。効率的かつ効果的に防除等の対策をする必要があり、それらを見極めるため、樹木医等の専門家による調査を行い、その結果に基づき、樹幹注入や樹木伐採を実施し、対策を行うものです。

今後の対策についてでございます。令和8年度は、市管理の公園や公共施設の敷地、市道敷の桜について、関係部署と連携を図りながら、クビアカツヤカミキリ防除等の対策をさせていただく予定をしております、その効果検証を行いまして、今後の対策を検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

藤井本委員長 鶴本委員。

鶴本委員 ありがとうございます。内容は理解いたしました。

ちなみに、この委託に対しまして、委託業者は何者ぐらいあるんでしょうかね。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田です。

委託につきましては、一般競争入札で、市内の造園業者なりを想定しておりますので、そういう形で樹木医と連携できる業者を想定しております。

藤井本委員長 何者ぐらいあるか。約でもいいやん。

吉田環境課長 約10者を想定しています。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 今回、樹木等を触っていただくということで、ほかの市町村でも昨年度からされておって、その中でどういう業者さんというのには聞いております。その中で造園業者さんで入札のほうをさせていただこうと思っておりますので、約1,400本の桜がありますので、市内だけの業者さんでいけるのか、または、奈良県内まで広げていかなければならないのかということは、今後検討させていただきたいと思っております。

藤井本委員長 鶴本委員。

鶴本委員 分かりました。委託に対する考えで、昨日も話が出たんですけども、事業者に対して過度な負担にならないように丁寧に進めていかなければならないと思うんですけども、丸投げにならないようにという部分で、例えば、1個質問ですけども、定期報告みたいな形で、週ごとなのか、月ごとなのか、そういった形の何かルールの決め事ってされているんでしょうか。

藤井本委員長 3回目になるんでね。

鶴本委員 ごめんなさい。これは質問ではなくて要望ですけども、大事な事業にはなるといいますんで、しっかり管理徹底のほうだけ、質を落とさないような部分でしっかり進めていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

(「関連です」の声あり)

藤井本委員長 関連でどうぞ。

奥本委員。

奥本委員 関連で、ただいまの質問の関連でいきます。12月の一般質問で私、これ、取り上げさせてもらって、その対応なんですけども、まず今回、予算をつけていただいたことについては感謝申し上げます。先ほど部長おっしゃったように1,400本の桜対象ということなんですけど、梅のほうはどうなっているかというのがまず質問の1つと、それと、これ、樹木匠さんがあくまでも診断した木に対して造園事業者に対して対応願うということなんですけども、一般市民の方から、これをやってほしいというのは多分いっぱいあると思うんですけど、今窓口がないんでどこへ言っているかというのが困っていらっしゃるんですが、そういう一般市民の方の対応要請については、今回は含まれないということでもいいんでしょうか。

それとあと、この概要の中では、生態系の回復を図りとありますけども、生態系の回復の具体的な対応の中身を教えてください。

藤井本委員長 3点の今質問やね。

西川部長。

西川市民生活部長 今回につきましては、桜のみの対象とさせていただいております、梅は対象にはさせていただいておりません。

一般市民への対応ということなんですけども、こういうことをすれば防除できますよということは、ホームページや窓口、いろんなところではお知らせはさせていただいて、啓発のほうはさせていただいておりますけども、来年度につきましては、一般市民さんの桜の木まで1年では手が回らないんで、今後どうしていくか。まだ大字で持っておられる池の堤の桜もございますし、まずは市の公共施設を今年度は取りあえずやっというように思っております。

生態系の対策なんですけども、多分樹木匠さんに調査をしていただいた結果、ほとんどが駄目かなというようなことになっておりますので、ほとんどが伐採の対象になってくるのかなと。それで一旦落ち着いた段階で、また桜に代わる何かを植樹するとか、そういうのは考えていく必要があるのではないかなと思っております。

藤井本委員長 今、西川部長の来年度と今年度両方出てんけど、来年度というのが令和8年度の……。

もう一度、後で議事録に残りますので。

西川市民生活部長 公共施設を対象としておりますのが令和8年度です。ほんで、池の堤であったり、それ以外のことの補助というのも調べておったらあるようなことも書いておりますので、国の予算がありましたら、そういうのも令和9年度で検討していきたいというように考えております。

藤井本委員長 よく分かりました。

奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まずは、梅は対象にならないということで、本当に本数多いんですよ。桜だけでも、恐らくはこの令和8年度で全部対応しきれないとは予想されます。その間にもどんどんどんどん被害が拡大していつている状況で、樹木匠さんに確認すると恐らく

全部伐採だと。恐らくそのとおりなんです。私も造園業者さんといろいろ話をして対応もしたんですけども、薬剤注入も、虫の入った穴が見つかったも、そこに入れても駄目なんです。中で薬剤が入ってこない壁を作っているんですよ。だから、もう木を削るしかないんですよ。削っても、要するに見つかったらいいけど、見つからなかったらもうアウトなんです。

それと、今伐採ですけども、もう一個確認、抜根しないと根に残っているんですよ、これって。そこから被害がまた拡大している事例があって、まず抜根までされるのかどうか。そこまで一応樹木医さんの恐らく指示があると思うんですけども、そのところの確認だけ最後したいと思います。

あと、やっぱり一般の方のところまで手が回らないのであれば、もう少し、樹木医さんがおっしゃるような対応の仕方というのをホームページで周知していくというのも考えてもらえたらなと思っています。

あと、抜根だけ、対応だけお願いします。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 お答えをさせていただきます。

抜根の話ですけども、以前、12月の一般質問でもご質問いただいておりましたので、昨年度されておった市町村等にも確認して、まずは出向いて、そういう事業内容も確認させていただきましたが、結構時間がかかるということで、抜根までは手が回ってないということで、切って、それで一応終了というような形でされているようですので、うちも本数が1,400本ありますので、多分、事業としてさせていただくのは伐採までで、抜根までは今の時点では考えておらないところです。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 言いつ放しになりますけど、本当に伐採だけになると思います。このクビアカツヤカミキリって、2年間木の中におるんですよ。だから、幼虫のときというのは、ほとんどが根とか下のほうにおるんで、それを残してしまうと多分、絶対防除できないんですよ。だから、前も12月、私、言いましたけども、恐らく葛城市内の桜というのはほぼほぼ全滅するんじゃないかと。うまく早期に駆除できたものは残りますけども、それも1回やったら終わりじゃなくて、毎年それを繰り返していかないといけないという形になりますので、部長、今後、代わりとなる樹木というのがまた見つかるか分かりませんが、いい方法があればまた考えてください。環境的にあの桜がなくなるというのはやっぱりすごく寂しくなりますので、またその辺り研究をお願いします。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 2点お伺いをいたします。

ページ数は100ページです。4款1項2目の12節委託料なんですけど、事業でいうと予防接種事業です。まず、RSウイルス予防接種委託料、予算案の概要で言いますと、これは32ページです。これが令和8年度から定期接種化されるということで、この予防接種が今年度

から新規として、A類疾病の定期予防接種として実施されるということですが、これは乳幼児で2歳までにほとんどの方がかかるというふうにされて、ほとんど軽く済んでほしいんですけども、早いことかかっちゃうと重篤化する危険性もあるということで、赤ちゃんじゃなくともお母さんに接種されるというふうに聞き及んでいるんですけども、この予防接種の目的と、それから実施方法、この2つについてお伺いをしたいと思います。

それからもう一つ、予防接種事業の高齢者インフルエンザ予防接種委託料、これも同じく予算案の概要、32ページにあるんですけども、これが令和7年度は2,491万7,000円の予算が、今回は3,005万1,000円とかなり上がっているということなんです。予算案の概要を見ましたら、75歳以上の方が高用量インフルエンザを選択できるようになったため、当該経費を含むというふうにされています。高用量というのは標準量に対する高用量、濃いということですね。濃度が濃いということやと思うんですが、予防接種の、これも目的と実施方法について、これもお伺いをいたします。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。よろしくお願いします。

まず、RSウイルス予防接種の委託料についてお答えします。接種目的ですけども、吉村副委員長もおっしゃいましたように、RSウイルスは2歳までにほぼ全ての乳幼児が感染し、約7割は軽症で数日で軽快しますが、約3割では咳が悪化して重症化することがあります。乳幼児をRSウイルス感染症から守ることを目的に、令和8年度より妊娠28週ゼロ日から36週6日までの妊婦を対象として、A類疾病の定期予防接種として開始いたします。妊婦が接種することによりまして、母体内の抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時からRSウイルス感染症を予防することができます。

実施方法につきましては、令和8年4月1日から、A類疾病の定期接種ですので自己負担は無料で、接種回数は1回になります。妊婦の方が安心して接種していただけますよう、奈良県下の市は、奈良県医師会と集合契約を締結しまして、県内の産婦人科で接種していただける体制を取っております。通院されている産婦人科に直接ご予約いただき、予診票と母子手帳を持参して接種していただくということになります。

高齢者のインフルエンザ予防接種委託料です。こちらのほうも目的ですけども、75歳以上の高齢者を対象に、従来の標準量ワクチンに加えまして、4倍の成分が含まれている高用量インフルエンザワクチンが定期接種として選択可能となります。年齢が高いほど実施効果が優れているため、75歳以上とされております。標準量ワクチンと高用量ワクチンはどちらか1回の接種となり、どちらのワクチンを接種されるかは、かかりつけ医と相談の上で決めていただくこととなります。

実施方法としましては、従来の高齢者インフルエンザ予防接種と同様で、10月から翌1月末までを接種期間として、市内医療機関で接種していただきます。自己負担は、標準量ワクチンは1,500円ですが、高用量インフルエンザは3,000円を予定しております。10月の接種開始に向けて、市の広報や医療機関での掲示などをして周知しております。

以上になります。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 高齢者インフルエンザについては、これは周知をするというふうなことで承知いたしましたけれども、最初のRSウイルスのことについて、妊婦さんへのどうやって周知するかということをお伺いをしたいというのと、あと、今し方、奈良県内については、県の医師会と各市が連携をしてというふうにお答えいただいたと思うんですが、県外で出産される場合ということもあると思うんで、その対応もお伺いしたいなと。

それから、予防接種といえば、副反応とかもやっぱり気になる場所なんですけれども、健康被害の対応、これについてもお伺いをしたいなと思います。

それからあと、高齢者インフルエンザ予防接種については、これは私の例え話が適切かどうか分からないんですが、若いときは元気なんで、アメリカンを飲んでもすぐぱっと目が覚めるけど、年を取ると反応が鈍いので、相当濃いコーヒーを飲まないということだというふうに、例え話としていいのかどうか分かりませんが、そういうことかなというふうに思いまして、その分、濃い分だけ値段も高いからということで、値段が上がるというふうに理解をしたんですけれども、言うたら、お医者さんもいわゆる高用量だというふうに言わはって、打ったとしますよね。それ、今まで標準量やから、ワクチンの副反応もそれなりやと思うんですけど、その分だけやっぱり危険性というか安全性が気になる場所なんですけれども、この安全性についてはどのように国が示されているか、そういうようなことは担保されているとか、そういうことはありますでしょうか。

それからまた、接種者の、今ちょっと私がそれで高くなったんちゃうかというのは私の勝手な推測なんですけど、積算根拠、予算の先ほどもありましたけど、どなたかが聞かれましたけど、こういう予算にしたという積算の根拠をお示し願えたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 まず、RSウイルスの周知方法ですけれども、対象となる妊婦には母子健康手帳の交付時に、ワクチンの効果や接種時期について丁寧にご説明するとともに、市の広報やホームページを通じて広く周知を図ってまいります。7年度までに妊娠届を出されています対象者の方には、個別に周知するようにしています。

2つ目です。県外で接種される場合ですけれども、ほかの予防接種と同様に、事前に健康増進課に申請に来ていただき、一旦予防接種費用を負担していただいた上で、後日申請により償還する方法を取る予定をしております。

健康被害の対応ですけれども、予防接種は、先ほどもおっしゃっていただきましたように、感染症を予防するためには重要なものですが、副反応による健康被害が起こることはゼロではありません。定期接種を受けた妊婦さん及び生まれた乳児の2人ともが、予防接種法に基づく健康被害救済制度の対象となります。

次、高齢者のインフルエンザワクチンの安全性についてです。こちらは75歳以上に導入する場合が最も実施効果が優れているとされておりますが、標準量のインフルエンザワクチンと比較して、より優れたインフルエンザの発症予防効果や入院予防効果が確認されてお

す。安全性につきましては、局所反応や筋肉痛、頭痛、発熱などの副反応は標準量ワクチンでも見られますが、高用量ワクチンでは頻度が高い傾向にあります。ただし、いずれも軽度から中等度の一過性のものが多く、また、重篤な有害事象の頻度は標準量ワクチンと同等であり、重大な懸念は認められないとされております。

次に、予算の積算ですけれども、まず、65歳以上のインフルエンザワクチンの接種料を例年の54%の接種者数5,900人と想定しまして、このうち75歳以上の方についても接種率を同率で設定し、接種希望の動向を踏まえて、75歳以上の接種者の半数弱の1,500人がこの高用量を選択されると想定しまして、残りの4,400人を標準インフルエンザワクチンの接種者数として積算いたしました。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、このRSウイルスですが、今ちょっと伺いまして、母子手帳交付時とか、個別できちっと周知される、本人にも届けるし、それから広くも周知しますよと、広報等ということ、承知しました。

それから、県外で受診した場合もちゃんと償還していただけるということで承知しました。

それからあと、健康被害もあれですね、予防接種法というちゃんと法律があるので、健康被害救済制度というものに従ってということで、理解いたしました。

このRSウイルスというのは、以前、秋冬を中心に流行していたらしいんですけど、最近では夏の終わり頃にもなるということで、しっかりとその間の対応を、健康被害とか周知等も含めまして、よろしくをお願いしたいと思います。

それからあと、高齢者のインフルエンザの積算根拠、よく分かりました。承知しました。

それから、これにつきましても、かかりつけ医としっかりと相談してということで、それで安全性を担保されているということだというふうなことでしたけれども、こちらのほうも対応のほう、しっかりよろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

梨本委員。

梨本委員 107ページ、1項7目18節の負担金、補助及び交付金、ここで3つ聞きたいんですけども、まず再生資源集団回収助成金、これ100万円、昨年と変わっていないんですけども、実績と今年の算定といたしますか、見込みを教えてくださいと思います。

2つ目がその下で、家庭用生ごみ減量化等処理機器購入助成金、これも昨年と変わっていないので、その辺り数字的な件数と今年の見込みを教えてください。

3つ目のその下、新エネルギー等システム設置補助金、これについても同様に教えてくださいと思います。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問の1点目でございます。再生資源集団回収についてでございます。昨年

と同額の100万円を計上をしております。今年度の見込みについてですが、今集計しております。見込みで170トンで90万円の見込みをしております。

梨本委員 団体数。

吉田環境課長 団体数が31団体実施をしております。

続きまして、生ごみの減量化の処理機についてでございます。こちらにつきましても、今年度2月末で28台ありまして、あと4台分ぐらいはあるんですけども、予算内で執行の見込みをしております。

続きまして、新エネルギーの関係でございます。こちらにつきましては7年度の見込みで、100件で500万円の見込みをしております。

以上でございます。

梨本委員 100件ですか。110じゃなくて。

吉田環境課長 今年度見込みで100件となっております。

藤井本委員長 数字が……。ただ、数字が合わないだけですもん。

吉田課長。

吉田環境課長 ただいま受け付けしていますのが82件ということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川部長、答えて。550となっているからというだけのことです。令和8年度の当初予算が550万になってる。

西川部長。

西川市民生活部長 令和7年度も110件の550万で予算を取らせていただいております。今課長申し上げましたように90件弱なんですけども、まだこれからちょっとは来るかなというようには思っておるんですけども、やっぱりゼロカーボンに向けた取組の中の補助として、葛城市としては太陽光の補助を落とすことなく、1件でも補助を受けていただいて太陽光を設置していただきたいという期待も込めまして、7年度と同額の8年度も110件の予算を計上させていただきます。今までは、待ってもらっておったところが多かったんですけども、今年度はちょっと余るのかなというようには思っております。

藤井本委員長 100件じゃなくて110件ということでいきましょう。

梨本委員。

梨本委員 あれですよ、もともと100件で500万の予算してたのを、それで足らんから550万で10件分プラスして令和7年度は予算組みして、今年も、令和8年度も110件で予算組みしていると、こういうことですよ。そういうことです。

まず、再生資源の集団回収に関して、まだまだ31団体、この助成を受けられているという団体があるということなんで、これも本当に古い話で、もともとは環境教育とか、子どもたちに対する古紙回収とか、そういったリサイクル意識を持ってもらうというところからこういった取組がスタートして、いつかは紙の値段が暴落して逆有償化したときなんかは、焼却ごみの中に入って、焼却場に非常に負担があるとか、そういった時代を経て、これ、ずっと続けていただいていると思うんです。

額にしてはどんどんどんどん下がっていると思うんですけども、こういった取組に関しては団体さんとよくお話ししていただきながら、なかなか今、その団体数が減っていると思うんですよ。どんどんどんどんこの回収に関しても、市内を見てても無料回収所が増えてたり、葛城市独自で古紙を回収する行政回収が始まったりとかしていますんで、その辺りの時勢を見ながら、どういったことが本来の助成金の目的に合っているのかということを、これも何回も言っていますけれども、研究しながら進めていただきたいと思います。

それとは違って、さっき言っていた家庭用ごみの減量の処理機、これと、その下の新エネルギー等システムの設置、これは平成26年から始まっていて、温室効果ガスの削減とか地球温暖化対策というところで始まったかと思うんですけども、家庭用生ごみの処理機に関しては28台ということで、どれだけこれに対して効果があるのかなと。これがインセンティブになって、ごみの処理機を家庭内で購入しようかなというところに関しては、私、今時代的にそういう方、減ってるんじゃないかなと。今回、ゼロカーボンシティ宣言を葛城市のほうでもされていますんで、こういったところとの関連、ひもづけとかも聞かせていただきたいと思いますというふうに思うんです。

特に、この新エネルギー等システム設置補助金に関して言うと、私、以前もお伝えしたんですけれども、この補助金をつけた平成26年当時というのは、コージェネとか太陽光発電とかというのが、まだまだ各住宅についていなかったと。それをつけていただいて、温暖化対策とかにしたいというところでやったもんやと思うんです。でも、今は住宅を建てられたときにほとんどついているから、基本的には後追いでこれ、補助を出すような形になっていると私は思うんですよ。

ですんで、そういった制度をつくったときの目的と合致しているのかなというところを見直していただいて、実際にゼロカーボンに向けて、2050年度に向けて、葛城市はやっていて、計画を立ててやっていくわけですから、そういったところに本当に有効な、これも全部単費なんで、有効なお金の使い方をしていただきたいんですよ。毎年同じような項目が、毎年同じように同じ金額で出てくるということではなくて、環境課のほうでしっかりとこの辺についても考えていただきたいと思うんですけども、その辺のお考えあるようでしたらお伺いさせていただきます。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 生ごみ処理機なんですけども、ここ3年で購入される人らが結構増えているんです。ちなみに、令和4年度までは5台とか6台とか、そういうので推移しておったのが、令和5年で11台、令和6年で19台、令和7年度で28台ということで、令和5年度が30万円の予算であったのが、令和6年度で50万に増やさせていただいて、令和7年度では80万円に増やさせていただいておって、ちょっと何か環境課でもブームみたいになっているのかなと。

いろんな形の生ごみ処理機ができていまして、今簡単に乾燥さすような生ごみ処理機がはやっているんですね。今まででしたら攪拌をさせて、家の裏でやらなあかんという生ごみ処理機が主流やったのが、台所に置いておいて、蓋を開けてそこへぽんぽん生ごみを放り込めば、乾燥させて、朝になったらぱりぱりになって、それをまた庭等の花壇にまいたりとか、

そういうふうなんで手軽にもできるし、子どもさんがお片づけもしてもらえるねんと。台所へ残飯、食べ残しを持って行って、「ここへ入れなさいよ」と言うたら、そこへ入れられると。片づけにもなると。そういうふうなんが主流になってきて、今、今年度でまだ何台かは残っているんですけど、去年でしたら8月ぐらいで補助金が満額になったということもありましたので、これについては、それでどれだけごみが減量化になるかというのは分からないんですけども、動向も注視しながらやっていきたいなというように思っております。

もう一つの太陽光なんですけども、委員おっしゃっていただいているように、今家を建てられたら太陽光はついていると思うんですけども、そういうのもあるんですけども、そういう意識も持っていただきたいというのもございますし、申請等にも来られたときに、葛城市はこういうふうな取組をやっているんですよと。それから、ゼロカーボンに向けた取組をお願いしますねという啓発等もさせていただいておりますので、今のところはこのような形でさせていただきたいなというようには思っております。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 分かりました。家庭用生ごみ機に関しては、私の勉強不足といいますか、以前の何年か前の知識で止まっていたんで、また今新たにそういったものがどンドンどンドン活用されて市内に普及しているということは、理解いたしました。ただ、なかなかそういうのが、ごみの減量化にはどこまで影響があるのかということもおっしゃっていましたが、環境教育としては、私は非常に有効だと思いますので、その辺りももとの目的であったりとか、そういったことと照らし合わせながら、今後検討いただきたいと思います。

ただ、新エネルギー等のシステム設置補助金に関しては、おっしゃっていることは分かるんですよ。分かるねんけれども、自動的にそういうふうなこの補助金の仕組みになってしまう。そこが移住とかのインセンティブになってんのやったら、私、いいですよ。私はそれは後づけやと思うんですよ。来て初めて、ああ、そうなんやというような話やと思いますんで、ここに関しましては、そろそろ見直しの時期かなということも思っていますので、またご検討いただきたいと思いますということで、よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員 100ページの4款1項2目12節の予防接種事業の中の高齢者带状疱疹予防接種委託料について伺います。この事業につきましては、令和7年度に実施されました葛城市医師会から請願もあり、令和7年度からの実施になっておりますけれども、この令和7年度の実績見込みで結構ですから、実績見込みをお願いしたいんです。これは70歳から5歳刻みとなっておりますので、できましたら、年齢ごとに大体どの程度接種されたのか、あと、組換えワクチンと生ワクチンとありますけれども、そこまで細かくいくと大変かもわかりませんが、年代ごとの受診が今状況どうなっているのかということをお願いしたいと思います。

それから、102ページの4款1項4目12節健康づくり事業の中の歯周病検診委託料です。これが200万円ということになっているんですが、これも令和7年度からの事業実施になりました。これも実績見込みが分かったらお願いしたいんです。手元に資料がありましたら、

これは20歳、30歳、40歳って10歳刻みで70歳まで、はがきが送られてきて、その対象者の人が行くと。带状疱疹も同じですけども、5歳刻みで対象者にはがきが来てという同じようなスタイルで案内しているわけですけども、実績見込みが分かりましたらお願いします。

それから、104ページの4款1項6目で新庄健康福祉センター運営事業、予算案の概要、34ページを見ますと、会計年度任用職員の報酬等で、これが令和7年度当初予算と比較すると大変大きく伸びているというか、ほぼ倍になっているので、この会計年度任用職員の方々、どうしてこういう費用になったのかという、そのことについて伺います。

藤井本委員長 以上3点お願いします。

松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

まず1点目です。高齢者の带状疱疹ワクチンの実績見込みですけども、年齢ごとではうちのほうは今資料がございませんので、申し訳ありません。こちらのほうは事業開始に当たりまして、当初予算のほうでは、対象者約2,200人のうち15%に当たる330人の接種を見込んでおりました。こちらは予防効果の高い組換えワクチンを希望される方が大半を占めると想定いたしまして、330人全員を組換えワクチンの金額で予算を計上しておりました。ところが、事業を開始いたしますと、当初の想定を大きく上回る反響がございまして、令和7年12月末時点での接種者数は604人になりました。

内訳といたしましては、生ワクチン193回、組換えワクチン689回、これは回数ですので、組換えのほうは2回受ける必要がありますので、人数としては604人となっております。対象者に対する接種率は27%に達しております。ですので、実績見込みといたしましては、接種者数700人、接種率32%と今のところ見込んでおります。

続きまして、歯周病検診事業です。こちらのほうの実績見込みですけども、こちらのほうも年齢別では資料を持っておりませんので、申し訳ありません。節目年齢の対象者数約2,500人のうち、236人が受診され、受診率は約9.4%となっております。妊婦さんにつきましては、対象者221人のうち59人が受診され、こちらのほうは受診率26.7%となっております。両者合わせた合計の受診者数は295人となっております。すいません、言うのを忘れましたが、令和8年1月時点の受診状況でございます。こちらを踏まえまして、令和7年度の年間実績といたしましては、約380人の受診と見込んでおります。

続きまして、センター運営事業の会計年度任用職員の報酬が倍増している理由でございます。結論から申しますと、関連の予算全体での増減はございません。予算の概要書の32ページの予防接種事業の会計年度の報酬等のところを見ていただきますと、令和7年度のほうは363万2,000円を上げておりましたけれども、令和8年はゼロとなっております。こちらは、令和7年度は、予防接種事業費において、予防接種事務に限定する形で看護師1名を計上しておりましたが、今回はセンター運営事業費にまとめて2名計上いたしました。そのため、予防接種事業費での減額分がそのまま本事業の増額となっております。

以上になります。

藤井本委員長 带状疱疹70歳以上って質問したけど、65歳、70歳ですよ。

松本健康増進課長 はい。

藤井本委員長 私、65歳で申込みしましたから。

谷原委員。

谷原委員 申し訳ないです。65歳から5歳刻みですね。これは非常に、だから、带状疱疹など、大変受診、予想を超えて多かったということで、実は私も、私はこの令和7年の年度に71歳になったんですよ。そのときはまだ70歳だったから、受診券が来るなと思ったけど来なかったの、見たら、その年度に70歳になる人だから、私、年超えて71歳になりましたので、来なかったんですよ。そうすると、あと4年待たないとあかんという。藤井本さんは当たったと。

藤井本委員長 ちょうどうまく。

谷原委員 これ、制度が始まるときなので、やっぱり皆さんすごい期待してて、制度が始まった途端に私みたいに5年待ちぼうけみたいなのがあるので、私としては制度の始まる年はちょっと幅を持たせて、あるいは希望者とか、来年度でも考えていただけたらなと。この歯周病も同じなんですけどね。これは70で終わるんですよ。これは何で70で終わるのか、また分かればお願いしたいんですけど、私、もう70を超えましたのではがきは来ませんので、若いうちからちゃんとやっているほうが大事だと。妊婦さんなんかも特に大事なのでなんですが、これ、70で切られるというのは何でなのかということ、希望者は駄目なのかと。もう私は駄目なのかというふうに思ってしまうので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 年齢のところ。

松本課長。

松本健康増進課長 健康増進法のほうで70歳までというふうに規定されておりますので、そういうことでございます。

藤井本委員長 それと、带状疱疹のスタートするとき、そこに該当せえへんかったら当てはまらないというときに、もう少し最初だけでも幅を持たせてもらったらというお話やねんけども、5年待たなあかんのですね。

松本健康増進課長 待っていただくと……。今、一応国の基準に基づいてやっておりますので。ご意見があることは……。

藤井本委員長 待っていただかなくてはしょうがない。

松本健康増進課長 はい。承知いたしました。

藤井本委員長 分かりました。待っていただくということで。

谷原委員 結構です。ありがとうございました。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 そしたら、99ページ、衛生費の、これは1項保健衛生費の1目保健衛生総務費の18節負担金補助及び交付金の小児深夜診療負担金、これ、令和7年度468万6,000円に対して、令和8年814万3,000円になっている増額理由をお願いいたします。

それから、114ページの葛城地区清掃事務組合の負担金、これが令和7年に比べて、1,371万4,000円増額になっています。この理由をお願いします。

それと115ページ、リサイクルプラザ運営事業の中の12節委託料の再生工房業務委託料、金額は少ないんですけども、自転車の再生事業、この中身を、これ、まだ聞いていなかったんで、事業内容をもう一度確認したいと思いますので、お願いします。

以上3点お願いします。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

小児深夜の負担金ですけれども、こちら、令和7年度当初、468万6,000円になっておりますが、この当初予算における予算額ですけれども、こちら、橿原市のほうに事務局がありまして、そちらに確認いたしましたところ、令和6年度の9月までの受診者数を単純に倍に見込まれたものということでした。9月までの受診者数が24人、その倍ということで48人で見込まれまして、市の負担額として468万6,000円。ところが、実際、令和7年度の確定額といたしましては、48人を上回りまして69人実績として上がってきまして、624万1,000円となりました。

令和8年度の負担金に関しましては、まずこの算出方法ですけれども、前年度の深夜診療経費に内科の深夜受診者も含めた総数に対する中南和の小児深夜受診者の割合を掛けた額をまず対象経費といたします。その対象経費の9割について、前年度の患者数の実績により患者割を算出いたします。また、対象経費の1割については、参加団体30市町村が1万円ずつ均等割りし、その残りを直近の国勢調査における15歳未満人口により年少人口割を算出して、負担金額を患者割、均等割、プラス年少人口割のトータルで負担金額を出しております。それが令和8年度の当初の見込みといたしまして、葛城市の利用者数81人、約10.97%と見込みまして、今の計算式に当てはめた結果、814万3,000円となっております。

すいません、先ほどの令和7年度の当初から確定まで金額が上がっておりますが、これは令和7年の12月の議会で補正予算で上げさせていただいて、対応させていただきました。12月補正で630万5,000円で補正後の金額となっております。

以上です。

藤井本委員長 次は、吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田です。

2点目の葛城地区清掃事務組合負担金についてでございます。令和7年度に比べ、負担金が1,431万4,000円増額しておりますが、その理由は、解体基金積立金が令和8年度から加わり、1,395万計上されているものが主なものとなっております。解体基金積立金は、し尿処理施設の将来の解体及び撤去に要する経費の財源に充てるため、令和8年度から令和24年度の17年間で18億円を積み立てるものとなっております。

続きまして、3点目でございます。リサイクルプラザ運営事業の再生工房業務委託についてでございます。

内容につきましては、駅周辺等の放置自転車を回収し、その自転車を奈良県自転車軽自動車商協同組合高田・北葛城支部と委託契約を締結し、作業をしていただいております。作業内容は、放置自転車から部品取りを行い、自転車を組み上げていく作業であります。

令和7年度の実績といたしまして、令和8年3月7日と8日の土日に、リサイクルプラザでリサイクルフェアとして、自転車28台を販売しております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まずは小児の深夜診療ですけれども、内容、一応この積算の根拠は分かりましたけれども、その前段階の中南和の小児受診者も、これも上がっているということなんですよ。比率は増えているということやね。その9割をもろもろで計算の中に含んでいましたけれども、そして、本市もそうですけれども、小児の深夜診療が増えている要因の分析とか、何かできているんですか。その傾向が分かったら来年度以降も、こういった感じで増えていくという予測なんですかね。来年のことは分からんかもしれないですけど、この増えた状況の分析というのはできているのでしょうか。それを次お願いします。

それと、葛城地区清掃事務組合の解体基金、アクアセンターのあれですよ。分かりました。そういえばそういう話がありましたんで、最近行ってないんで分からない。了解です。

それから、自転車の再生のところをもう少し詳しく教えてほしいんですけども、令和7年度の実績で言ったら、2日間で、これ、販売とおっしゃいましたよね。最初の説明では、部品を取って組立てということでしたけれども、その関連性がよく分からないんですよ。この費用というのは、部品を取って完成させるのと販売させるのって分かれているということですね。その内訳を教えてください。28台も完成させて販売できたということでしょうか。

藤井本委員長 どちらからでもいいですよ。

吉田課長。自転車のほうね。

吉田環境課長 環境課の吉田です。

ただいまのご質問で、再生工房についてございます。放置自転車を部品取りを行いということで、自転車を組み上げて、完成させた自転車について、自転車リサイクルフェアで販売をするものでございます。こちらにつきましては令和2年度から実施をしております、去年度で作製しました分で、販売ができませんでしたので、それも合わせて販売をしております。今年度につきましては14台完成をして、合計の28台を販売したというところでございます。

奈良県自転車軽自動車商協同組合から来ていただきまして、1日7,000円の単価で再生をしていただいて、自転車を完成させるというような流れで実施をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 補足のほうさせていただきます。この事業につきましては、生活安全課と共同で行っている事業でございまして、駅前等にございます不法投棄自転車を回収のほうをさせていただきまして、先ほどの課長が申し上げました、要は自転車屋さんですね。そこに委託をお願いをして、部品取りをする自転車は部品取りをして、そのまま再生できるものはそのまま組み上げてもらうという作業をさせていただいております。

完成した自転車について一定の台数がまとまりましたら、市民の皆様に低価格で販売をさ

せていただいております。昨年度は台数が少なかったもので、開催はさせていただかなかったんですけど、その前の年であったりとか、そやから、2年ぶりに今年、令和7年度の3月に28台が完成いたしましたので、市民の方に販売をさせていただいたという事業でございます。

藤井本委員長 分かりました。

松本課長。

松本健康増進課長 先ほどの令和8年度当初の積算の中での81人ですけれども、これは樫原市のあくまでも予想ですので、まだ7年度の実績が出ておりません。ですので、令和6年度の実績が葛城市のが69で、7年度がまだ出ておりませんので、人数が増える理由とか要因とかは分からないです。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、深夜診療負担金、お子さんがどんだけ病気になるか分からんのは分かるんですけども、何か理由があって増えているのかなということを聞いたわけですが、よく分からないということ。分からないということが分かりました。

それから、自転車のところなんですけど、もう質問できないんであれやけども、今組合から1日当たり7,000円で来てもらっているということなんですよ。7,000円で2日間にわたって、1日当たり18万かかっている計算なんです、これやったら、予算でいくとね。だから、何人来てくれているのかなというふうに思ってしまうんですよ。作業で、1日に日当で7,000円というふうに決まっているのであれば、作業内容はあんまり関係ないのかなという気はするんですけど、そうなってくると、1日の掛ける18万円というのは、何人稼働しているのかというのがちょっと疑問に思ってしまったりするんですけども、そこをちょっともう質問できないんやね……。

藤井本委員長 確認、誤解を招いたらあかんので。

西川市民生活部長 答えます。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 1人7,000円というのは、2日間のリサイクルフェアに来ていただいているんじゃないしに、駅から回収した自転車を組み上げてもらう作業を1か月に1回なり2か月に1回、3人とか4人自転車屋さんが来ていただいて作業をしていただいているんです。その作業代が1人7,000円ということなんです。そやさかい、年間を通じてこの予算を計上させていただいております。そやから、自転車を修理していただくための作業代ですよ。

藤井本委員長 1か月に1回、3人とか4人とか来られるわけ。

西川市民生活部長 はい。

藤井本委員長 その1人が7,000円という。

西川市民生活部長 はい。

藤井本委員長 1か月、4人来られたら、1か月に2万8,000円。

西川市民生活部長 2万8,000円を請求してこられると。

藤井本委員長 の2か月ということ。

西川市民生活部長 はい。

藤井本委員長 それで数字的には合いますか。意味合い的に分かってくれはる。

奥本委員 そしたら、その最初の2日というのは……。

藤井本委員長 これは誤解を招かないために……。

奥本委員 確認できるのは、これはだから、リサイクルフェアの販売した日であって、私、最初聞いたのは、その作業の日数とかも聞きたかったんです。それは何日かあるということですけども、そしたら、年間で14台ということは、14台仕上げるに当たってそんだけの日数、時間がかかっているということなんですよ。その辺が知りたかったところなんですけども。もし言ってもらえるのであれば。

藤井本委員長 いけますか。

西川市民生活部長 調べさせてください。

藤井本委員長 そしたら、これ、後にしますわ。

西川市民生活部長 後で、はい。

藤井本委員長 それ、出して。すぐ出るでしょう。

(「はい、いけます」の声あり)

藤井本委員長 これ、後でします。

ほかに質疑ないですか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 3点質問をさせていただきます。

まず、102ページなんですけれども、4款1項4目の18節負担金補助及び交付金で、アピアランスケアの支援事業補助金ということで、これ、私も一般質問で2回ほどさせてもらったので、これ、やっていただけるということで、令和7年度から新たに実施していただいたという事業なんですけれども、この補助金の利用状況、それから件数とか、あるいは購入金額も含めて、今どんな状況になっているのかということをご説明いただけたらと思います。

それからあと、これ、予算案の概要でしか分からなかったんですが、33ページの母子保健事業というところがあるんですけど、ここのところで、診査と、それから、いわゆる健診事業と教室指導等というのがあるんですけど、これが物によっては増えたり減ったりしているんです。例えば、妊婦健康診査というのが、令和7年度当初は2,480万円が2,608万円に増えたり、同様に、産婦健康診査については予算が増えているんです。そうになっている一方で、乳幼児健康診査というのが100万近く減っていたりとか、乳幼児健康相談が減額されていたりとか、あるいは7か月児教室というのが、もともと令和7年度は14万4,000円ついていたのがゼロになっていますので、予算の増減の増えたり減ったりしているというこの理由、これをお聞かせいただけたらと思います。

それからもう一つ、3つ目が、これが105ページになります、予算書の。これは4款1項6目14節工事請負費で、新庄健康福祉センター管理事業というところの489万5,000円なんですけども、こちら、予算案の概要の34ページを見ましたら新規事業となっていますんで、これの高圧気中開閉器等設置工事というふうなことがあるんです。ということと推察するんで

すけれども、この工事の内容についてご説明いただけますでしょうか。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。

まず1つ目、アピアランスケア支援事業補助金についてです。こちらのほうの利用状況ですけれども、こちらの事業のほうは、がん治療による脱毛や乳房手術など、外見の変化を補完するための医療ウィッグや乳房補正具を購入された場合に、それぞれの補装具につき購入金額の2分の1を上限2万円までで助成するものでございますが、令和7年度の8年1月までの実績といたしましては、医療用ウィッグが20件、36万7,500円、乳房補正具5件、5万3,000円となっております。

この助成の対象となった補正具の購入金額につきましては、医療用ウィッグのほうは、17万円以上の高額なものを購入された5件を除きました平均金額としては5万9,674円、乳房補正具の購入平均額は2万2,067円となっております。

続きまして、予算の概要のほうの母子保健事業です。妊婦健康診査の増額につきましては、妊婦健康診査委託料と妊婦健康診査負担金の合計をこの予算案の概要に記載しております。2,480万円から2,608万と128万円増額している理由ですけれども、妊娠届出数の想定を280件から300件と20件増やしているためです。

続きまして、産婦健康診査の増額につきましても、委託料と負担金の合計を概要のほうに記載しております。260万から270万円と10万円の増額でございますが、こちらは出生数の想定を令和7年度当初260件から令和8年度270件に想定を10件増やしているためでございます。

一方、乳幼児健康診査や乳幼児健康相談につきましては、健診ごとに来ていただく看護師等のスタッフに係る報償費を予算案の概要に計上しております。こちらは令和8年度も令和7年度と同様に実施いたすものでございますが、正職員及び会計年度任用職員の保健師、助産師等を中心に健診業務を対応していくようにするために、当該報償費分が減額となっております。

7か月教室につきましてですけれども、今、健康増進課の事業といたしまして毎月1回、健康増進課の保健師が成長発達について、管理栄養士が離乳食について、そして、子育て支援センターの保育士が関わり遊びの紹介をするというように連携して実施してまいりました。また、一方で、子育て支援センターでは、初めて赤ちゃんを育てているお母さんと赤ちゃんと一緒に参加するというB P 1プログラムのほうを実施しており、そちらにも健康増進課の保健師等が関わっております。

令和8年度より、現在健康増進課で実施している母子保健事業が、子育て支援センターと同じこども・若者サポートセンターの所属に移管することに伴い、これらの事業を別々に実施するのではなく一体的に事業を実施し、より効果的な支援体制とするため、7か月教室を終了することといたしました。これに伴い、令和7年度予算で計上しておりました7か月教室の事業協力者の謝礼14万4,000円につきましては、令和8年度はゼロとなっております。

続きまして工事請負費です。高圧気中開閉器等の設置工事の内容ですけれども、こちらは波及事故防止のため、施設の敷地に電柱を立てて高圧気中開閉器を設置し、高圧ケーブルを

キュービクルまでつなぐものでございます。高圧気中開閉器とは、電力会社の電線から当施設へ電気を引き込む入り口に設置される安全装置のことです。波及事故というのは、施設内の高圧回路で万が一電気事故が起こった場合、関西電力変電所の開閉器を遮断してしまい配電線の停電となり、センター内の停電にとどまらず、周辺の住宅地域、信号機、近隣の施設等、この付近一帯に迷惑をかける事故のことです。配電線と施設のキュービクルの間に高圧気中開閉器を設置することで、電気事故が起こっても高圧気中開閉器が自動的に電気を遮断するため、波及事故を防ぐことができます。以上が工事の内容となります。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ありがとうございました。よく分かりました。

まず、アピアランスケアですが、令和7年度、今伺いましたら、ウィッグが20件と、それから乳房補正具が5件ということで、やっぱり多くの方々にとって頼りになる制度となったということで承知いたしました。やっぱり医療用ウィッグのほうがどうしても高いんですね。それで今数字を具体的に挙げていただいたんですが、5万9,674円というふうなことです。助成の上限が今、要は金額の2分の1までで、上限2万円までということなんで、4万円までの分は助成の対象になるんだけど、それ以上はというふうなことなんです。私は、医療ウィッグというのはもっと値段も高いので、もう少し助成の範囲というか、金額的にも上がればなというふうに思うんですが、これについては市のお考え、この設定をしている根拠とかいうのを、再度、あると思いますので、それも改めて伺いをしたいなというふうに思います。

それから、母子健康事業についても分かりました。出生数と、それから妊娠届出数は増えるんだけど、まあ言うたら、今まで看護師さんの人件費とかを考えていたのが、市職員の保健師さんや助産師さんで対応されるというふうなこと、それから、B P 1プログラムみたいな新しいのもあるので、7か月児教室については終了されるということで承知をいたしました。

それからあと、波及事故ですね。これはちょっと怖いですよ。自分のところが停電になるだけじゃなくて、ほかのところのエリアもばーんとなってしまうというふうなことで、これ、結構全国的にも波及事故って起こっているみたいで、年間、昔見たサイトによったら300件から500件ぐらい全国でも、関西電気保安協会かどっかのを見たんですけど、そういうふうなことやというふうなことが分かりました。この工事をするということが分かったんですが、これをなぜこのタイミングで実施されるんですかと。理由についてということと、それから工事をしている最中、いわゆる保健事業とか、止まるということがあってはいけないと思いますので、その影響について確認をしたいと思います。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 医療用ウィッグと乳房補正具ですけれども、デザインや素材によっては何千円のものもあり、いいものでしたら先ほども申しましたように、17万円以上のものも結構あるんですけど、この増減額の設定といたしましては、奈良県の補助金の交付要綱で定められ

た補助基準額により設定しております。また、この事業のほうを検討いたしていましたが、国立がん研究センター中央病院のアピアランスケアセンターの研修において、医療用ウィッグの購入価格がおおむね4万円程度との情報も示されており、その2分の1である2万円を上限額とすることは妥当な水準であると判断したものでございます。

しかし、委員ご指摘のとおり、現在の平均購入額が設定をかなり上回っているという実態については十分に認識いたしております。また、一方では、奈良県下の多くの市におきまして、同じ2万円ということで助成のほうをされているということもありまして、現時点におきましては本事業の周知を更に進め、より多くの方に制度をご活用いただくことに注力し、また、今後は、申請件数や実際の購入価格なども継続的に把握しながら、他の自治体の動向についても情報収集とともに行って、助成額の在り方について検討していきたいと考えております。

高圧気中開閉器ですけれども、なぜ今かというご質問です。令和7年度から健康福祉センターのほうが委託しております電気保安業務の管理者のほうから、高圧気中開閉器の設置を検討するよう助言を受けたために実施することにいたしました。この指摘を重く受け止め、早急な安全対策が必要であると判断いたしまして、今回の計画に至った次第でございます。

保健事業への影響ですけれども、工事期間としましては2か月程度で、高圧気中開閉器に高圧ケーブルをつなぎ替える際に停電作業が必要となりますけれども、これは2日かかると予定しており、土日で実施できるものとして、保健事業には影響がないものと考えております。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 この時点で委託業者さんのほうから、やはりこれ、このままでは波及事故のおそれもあるよというふうなことで指摘されたということで、それを未然に防ぐためということで承知いたしました。

また、工事についても、もちろん停電になるわけだけれども、2日あれば土日のうちでできるということで、承知いたしました。

また、アピアランスケアのこの事業について、奈良県の補助基準額によるということももちろんだし、それから、奈良県のおきまが2万円であるということも、これも承知をしております。このことについて、また、今し方ご答弁もいただきましたけれども、実際の購入価格というのは高くて、やはりそういった方々を助けていただくためにも、また制度の金額の見直しについても、これは要望でありますけれども、また、ご検討いただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 それでは、先ほどの奥本委員の調べてくるという、自転車のリサイクルの件ですね。

西井補佐。

西井環境課長補佐 環境課の西井です。よろしくお願いいたします。

先ほど奥本委員からご質問いただきました自転車の再生工房の業務委託料の内訳ですが、12月中旬に11日、延べ32人来ていただきまして22万4,000円で、1月は2日、9人で2日、6

万3,000円、2月は2日で9人、6万3,000円、3月も2日で4人、2万8,000円で、合計37万8,000円となっております。

以上です。

藤井本委員長 そういうペースで来ていただいているということですね。

奥本委員。

奥本委員 内訳は分かりました。人数と稼働日数は分かったんですけども、その上がりが14台というのが、費用対効果としてどうなんかというところ、私、よく分からないんですけど、それだけやっぱ部品取りをしてそこから組み立てるというのは、非常に困難な作業だという解釈ですね、これっていうと。そこまでやって実際売上げはどんだけ、売上げはここに出てきませんから分かりませんけども、そのこのところがこの事業をやる理由、金額的に少ないんですけども、やるのであればやっぱりそれなりの利益というか、かけた費用に対してこんだけ効果が上がっていますよっていうのがあればいいんですけど、個人的には少ない気がするんですけどね。それだけ言っときます。

藤井本委員長 ただ、利益を追求しようとするもんじゃないので……。

阿古市長。

阿古市長 ご意見ありがとうございます。今委員長がおっしゃったんで、その話なんですよ、結局は。例えば、リユースですとかリサイクルというのはコストがかかります。今分別収集、リサイクルをやっていますけども、それを例えば市民の皆さん方に分別していただいているコストというのは膨大なコストです。それは行政が払わないんですけども、やり方としては、例えば分別するという作業を行政が全て担うということも、選択肢としては多分過去にはあったんやろうと思います。ただ、そのコストをどこで使うかということになるんですけども、リサイクルはお金がかかるということを前提としながら、リサイクル社会を構築するという大切な目的のために動いているということです。

そして、今回の場合はリユースに近い話になるんですけども、リユースの場合も同じで、例えばさっきのリサイクルでも、一番低コストはそのまま埋め立ててしまったり、燃焼させてしまうというのが一番低コストなんです。それでリユースの場合も、そのままリユースに持っていかなくて廃棄するという1つの選択肢はあると思います。ただ、それをコストをかけることによってリユースに持っていくというその考え方が実は大切であって、ですので、コスト計算はしますけども、必ずしもコストを最優先に考えた事業の組立て方というのは、この分野に関しては少し違うのかなという認識を持っておるところでございます。

以上でございます。

(「休憩しましょう」の声あり)

藤井本委員長 それでは、暫時休憩をいたします。15分休憩します。5時45分。

休 憩 午後5時29分

再 開 午後5時45分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、質疑ございませんか。

梨本委員。

梨本委員 では最後、衛生費、2つだけ聞かせてください。

113ページ、2項2目塵芥処理費の、これは可燃ごみ処理事業全般に関わることなんですけれども、この間、吉村副委員長からも一般質問で、これは2025年の12月やったかな、していただいて、ふれあい収集の拡大ということについてお聞きしたいんです。その一般質問の中では、なかなかそれを進めるということは今のところ想定していないということなんですけれども、このふれあい収集というのは、これは令和元年から、当時の公明党の内野議員がこういうことをおっしゃって、議会の中でもそれは必要やなということで、行政のほうでやっていた、立ち上がった事業かなと思うんです。

だんだんだんだん高齢者の方も増えてきて、去年は33件ぐらいというような答弁も聞かしてもらっているんですけれども、今現状どれぐらいまで増えているのかということと、そこで受皿として受けられない方も、今本当に困っていらっしゃる方、結構私の耳にも入ってくるんですよ。ごみのステーションまで持って行くのが本当に困ると。ヘルパーさんとかボランティアの方に助けてもらってんねんけれども、これ、何とかなれへんのかなという声が日に日に大きくなっているように感じるんです。このごみ収集、可燃ごみの収集に関して、これは直営と、あと委託業務でやっているところもあるんですけれども、それを拡大することについて、原課のほうでどういうふうに考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいのが1つ目です。

もう一つは、これも113ページの2項2目の、今度は資源ごみの収集事業のほうなんですけれども、今回またリサイクル施設の点検修繕というのが4,208万6,000円と大きい金額が上がっています。昨年、令和7年度は8,377万6,000円ということで、毎年大きい額がどんどんどんどんかかっているんですね。これは谷原委員のほうからも総建のほうで意見があったと思うんですけれども、当初の全体のリサイクルセンターだけの設備からすると、修繕料が本当に重くのしかかっているように私は感じるんです。長期包括でこの部分が入っていないということで、これはかかっていると思うんですけれども、今年のこの修繕の4,200万、どこを予算をつけられてんのかということをもっと聞かしていただきたいのと、もう一つは、リサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託料、これは3年前に、令和6年度に入札があって、契約が令和9年の1月までやったかな。ですから、2月、3月の分が見込みとして2か月分、今までは4,976万4,000円という定額で3年間入っていたと思うんですけれども、5,761万8,000円ちょっと増えていると思うんです。その見込みを聞かせていただきたいということで、よろしくお願いします。

藤井本委員長 以上3点。

西川クリーンセンター所長。

西川クリーンセンター所長 クリーンセンターの西川でございます。どうかよろしくお願いいたします。

今梨本委員さんお問合せのふれあい収集についてですけれども、ふれあい収集も現状は約30件前後で増減しながら推移しておりまして、最近、急に増えたということはありません。

基本的に私ども、地域包括支援課から通しまして、申請を受けまして、現在、要綱で定めている基準に達している方はそのまま面談の上、開始ということでございます。その要綱以外でも特段の事情で、これは要綱以外でもというのはその都度、ヘルパーさんとか地域包括支援課の意見も聞きながら判断さしてもらう分も若干ございます。

それと、今受けられない方もおられるということで、拡大を考えられているかということなんですけども、私どもも拡大ということでいろいろ仮定したシミュレーションとかはしたことがあったんですけども、それは要件の緩和であったり、例えば今ひとり暮らしで要介護2の方とか、そういうなんがあるんですけども、それを要介護等級緩和したらどれだけ対象者が増えるかとかは、介護保険課に対象人数とかを聞いて、そのうち何%が頼んだら週に何件増えるかというのはシミュレーションしたこともありました。

ただ、そういう規則の等級で広げますと、今の体制では収集に回れないのではないかと、そういうシミュレーションの下、今まだ現状でいかしていただいている状況ではございますが、実際収集に行っている者とも相談はしているんですけども、1週間に回れる件数はまだ増やすことは可能であるとは考えております。ただ、それをどのような方法で、今申請していただいた方は大体现状を聞いて対応はさせてもらっているんですけども、あと、ご自分でとか家族の方で、それはいけるん違うかという場合はお断りはしているんですけども、いろいろそのほうのシミュレーションなり、そういうふうなんは考えてはおるというのが現状でございます。

続きまして2つ目、資源ごみの処理施設の点検の費用でございますけども、全体の額から比べると大きいということでいろいろ指摘はされておりますけども、今回は前年に比べて金額は半分ほどになっておりまして、今後も、令和7年度が一番修繕のピークで、ここから当面は若干金額は下がる予定ではしております。ただ、機械ですので、また点検した後に修繕箇所が出てくるということはありますけども、それで、ピークは一応今年が、令和7年度がピークであったということでございます。あと、令和8年度の点検の内訳でございますけども、点検項目と金額だけざっくり挙げさせていただきます。

まず、設備全般の点検費用が386万5,000円、次、修繕箇所なんですけども、大きい順に言いますと、アルミ選別機の整備が926万9,000円、次にペットボトル圧縮機の修繕が627万円、次にバグフィルターの整備が618万4,000円、次に高速回転破砕機の整備が501万1,000円、次に中央操作室のナンバー2制御コンピューターの更新に424万8,000円、次に破砕物搬送コンベヤ下部偏角ローラー取替に301万2,000円、次に集じんダクト整備に202万6,000円、次にシュート補修80万1,000円、サイクロン整備78万6,000円、最後に可燃ガス検知器の交換が43万4,000円、合計で4,208万6,000円となっております。

続いて、3つ目の質問でございます。リサイクル施設の運営とリサイクル資源ごみの収集の委託でございますけども、令和9年1月をもちまして、今委託しておる業者との3年間の契約が終了いたします。それに伴いまして、令和8年の秋頃に入札のほうを予定しております。こちらのほうが、令和8年の最初の10か月は従前の業者がするんですけども、2月、3月の残り2か月が次の入札で決まった業者が収集することになっております。

それで、予算のほうは、10か月は従前の業者、2か月は、こちらで積算しました金額に基づいて2か月間の委託料を計上させていただいております。その2か月間の委託料の金額でございますけども、1か月に807万4,000円で計上させていただきますけども、こちらは市役所の技術系職員による積算で計上させていただいております。廃棄物処理施設の維持管理積算業務要領、あと、県土マネジメント部の建築工事等の積算基準等の書籍、資料を用いまして出した数値でございます。こちらのほうが前回入札するときに同じ出し方で出してございまして、そこに人件費の上昇分等を加算して修正したものを、2か月間の予算として上げさせていただきます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 分かりました。

まず、今の最後のやつ、リサイクル施設運転管理の委託料なんですけれども、2か月分、これは粋やからね。そこから入札があつて下がる可能性、前回もそういう形で下がったということやと思うんですけれども、値段が下がっても、やっぱり市内のごみの収集が滞ったりとか、取り忘れが増えたりとか、そういうことがあると、やっぱり市民の方に迷惑をかけますんで、その辺り重々、しっかりと要綱をつくっていただいて、引継ぎ等も含めてしっかりやっていただきたいということで、よろしくお願いします。

あと、資源ごみのほう、もう一個のほうですね。これ、1つ1つ聞いていると、すごい高いなという感じがするんですよ。もともとの機械の値段何ぼやねんやろうというところからしても、私もそういう業界もよく知っていますし、特に葛城市の人口は3万7,000ですから、その3万7,000人のごみを、それもペットボトルは増えているかもしれませんが、基本的に瓶とか、どんどん減つとるわけですし、ほかの粗大ごみにしても、不燃ごみにしても、人数からしてそんなば一んと増えるようなことは私はないと思うんですよ。そこからすると、その1つ1つ、アルミのコンベアであつたりとか、ペットボトルの圧縮機の修繕が627万かんねんと言われると、さら買えるんちゃう、さら買えるって言ったらあれですけども、これ、何年分の償却になってくんのやろうなというふうに思ったりもするんで、この辺り、今がピークやということなんですけれども、費用対効果、これは全部言っているように単費でやらんとあかんところなんで、できるだけ抑えられる方法を、以前は谷原委員のほうから、民間に委託したらどうなんねんというようなこともおっしゃっていましたんで、しっかりとその辺研究していただいて、ここに関しては、施設に関して、長期包括の9年の節目が1つのきっかけかなとも思いますんで、そのときまでに準備しといていただきたいなということで、よろしくお願いします。

あと、可燃ごみのふれあい収集なんですけれども、ふれあい収集、30件前後ということで、いろいろ要介護であつたり、出せない事情、特殊な事情とか勘案してということに分かるんですよ。でも、葛城市は可燃ごみ無料じゃないですか。でも、無料でも出せなかったら困らるんですよ。ごみは本当に毎日出てくるもんやし、私はほんまに、これ、可燃ごみもそうやけれども、資源ごみなんかはあのオレンジの箱に入れるわけですよ。あのオレンジのあ

れだけでも重たいんですよ。だから、それを台車で100メートル、200メートル持って行かれている、そんな大字もたくさんありますよ。

ですから、これ、本当に、これは最後、市長に聞いたほうがええんかな。制度的にそろそろいろんなことを考えていく時期やと思うんで、特に今市政フォーラムもやっっていると思うんで、そういった声も多分もしかすると多く届いているかもしれません。この可燃ごみの収集、ごみの収集に関する市民の方にどう寄り添っていくかということについて、市長もしくは副市長でお考えを聞かせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 今後のごみの収集についてということで、市長、副市長ということですね。

東副市長。

東 副市長 ご意見ありがとうございます。

梨本委員おっしゃるように、我々、市政フォーラム、これで13か所かな、大字に回らせてもらいました。その中でも現に、ふれあい収集の話は出ております。その中において、やはり先ほど部長のほうからも答弁させていただいたかなと思いますけれども、要は、制度はいいと思うんです。ただ、それにかかる人件費であったりとか、また、どんだけ費やして、どんだけのニーズがカバーできるのかとか、その辺が精査をしてみないと分からない部分、何人で、人材がどれぐらいで対応できるとかという部分、それはこれから研究をしていかないと答えは出ないのかなというふうに思いますので、ちょっと時間をいただきながら、うちのほうでまた研究をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 声があるというのは認識しているということやね。

東 副市長 ええ。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 副市長おっしゃっていただいたんで、研究していただきたいんですけども、時間をかけてというよりも、本当に近々に困っている方がたくさんいらっしゃるということを知っていただきたいと。費用のことをおっしゃるんやったら、ごみの有料化も含めて、いろんなことをやれることはあると思うんですよ。ですから、その辺、本当に困っていらっしゃる方の声をしっかりと受け止めていただきたいということで、よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。梨本委員がおっしゃった、一言だけ最初に申し上げときますけど、クリーンセンターのことについては、やっぱり一般会計予算においてはかなり大きな比重を占めていると思います。やはり分からない、なかなか分からなくて、いろんな過大な経費の見積りになったりすることもあるので、私は環境省が一般廃棄物会計基準というのを出しています。そこに書いてあるのは、ごみ収集は皆さんの協力を得ている。市民の方に分かりやすくコストがどれぐらいかかっているかというのをきちっとお知らせするということが、市民の協力も得やすいことになるということで、やはりコスト意識を持って会計をクリアにしていくということが、私はいろんな部分で無駄を省いていくことにもなるし、それは国の3

Rの事業の中での会計基準なので、これに基づいて、経費についてはやっぱりシビアにいろいろ見ていく必要あるかなと思って、私も今後コストの問題、これだけ施設に修繕費をかけてやるんだったら、民間事業者はたくさんいるわけですから、それはどう均衡を取るかいうことで、冷静に、予算の審議の中でもやっていく必要があるかなと。これはご意見だけ申し上げときます。

質問ですけれども、3つありますが、いずれも関係することです。112ページの4款2項2目7節のごみ処理施設運営事業の中に、報償費として800万円ほど計上されております。これにつきましては、令和6年の予算特別委員会において私、質問しまして、その当時の所長のほうから、この800万はクリーンセンターのある大字當麻と協定書を結んで、そして1年間800万円で10年間の契約、これ、令和6年に更新されて、令和16年に更に10年ということで20年間ということになりますけれども、年間800万を協力費として支払うということやってきているということでありました。この協力費の意味合いですけれども、地元當麻区との相互の協力体制を堅持し、もって環境衛生業務のより一層の推進を図るための協定を結ぶということの中で、この協力費800万が毎年支払われていると、大字當麻区にですね。

これでお聞きしたいんですけども、この800万の積算根拠は何なのかということですね。例えば、施設の敷地面積とか稼働日数とか、いろいろと客観的な根拠がどうなのかということについてまずお聞きします。更にお聞きするのは、協力費の協力、何を協力するということで支払われているのかということについてお聞きします。

これは2つ目です。これも関連しますけれども、114ページ、4款2項3目の7節です。し尿収集事業であります。ここにも報償費というのがあるんですが、これは各家庭からし尿を集めて、これは葛城市内の中継基地、タンクですね、そこに1回集めて、そして、御所市にあるアクアセンターから業者が大きな車で、その中継基地からアクアセンターに運ぶ。その中継基地が置かれている2つの大字、かかっているんだと思うんですけども、2つの大字に合わせて140万円ほど支払われていますけど、それぞれの大字で合計140万円となっていますけど、それぞれの大字に幾ら報奨費を払っているのか、その金額の積算根拠についてお願いいたします。

次は、ちょっと戻りますけど107ページです。4款1項7目の7節です。これは資源循環型社会推進事業ということになります。これはおひさま堆肥に関わる事業ということになりますが、ここには報償費が出てこないんですよ。ここは大字としては寺口となります。寺口とは協力をしていただいて、寺口とは話合いがついて、葛城市のパーベキュー広場をおひさま堆肥場にすることを知っていただいたということですけど、報償費が出てこないんですけども、これはどういうことなのかということについてお伺いします。

ちなみに、私自身は、こういう報償費はふさわしくないということは、令和6年のときにも、それ以降も、公共施設の設置の在り方、地元協力の在り方としては報償費ではなくて、本来は、例えば公園整備とか道路整備とか、あるいは住民の皆さんが、市民も含めて利用できるような関連施設を造ることが、大体行政の本来の在り方だろうと。どの自治体を

見ても、そっちのほうがふさわしいと思っていますので、必ずしも報償費のことを認めるわけではありませんけれども、やっぱり行政の公平性、フェアであるということですよね。片一方では報償費が払われてて、片一方はどうなのかということでもあります。

ちなみに、おひさま堆肥についても、いろんな大字に協力を要請したけれども、どの大字も引き受けなかったの、葛城市の多目的広場のところに設置したというふうなことは議会の中でもありましたので、そういう中で協力していただいた大字に、報償費のほうは計上されていないということについてお伺いしたいと思います。

藤井本委員長 西川所長。

西川クリーンセンター所長 クリーンセンターの西川でございます。どうぞよろしくお願いします。

ただいま谷原委員さんお聞きのクリーンセンターの報償費、まず1つ目が、クリーンセンターの大字當麻の報償費ですけれども、こちら、委員さんもおっしゃっていただきましたように、令和6年9月の決算特別委員会でお答えさせていただいておりますけれども、クリーンセンターの設置協力費として支出しております。積算根拠とおっしゃっておりますけれども、算定の基準で、設置当時に大字との協議を重ねて金額を定めたものでございまして、それ以上の内容的には今はお答えできる内容はございません。大字との協力につきましても、協定のほうに書いております、葛城市はその円滑な運営と地元當麻区との相互の協力体制を堅持し、もって環境衛生業務のより一層の推進を図るという、そのような協力体制となっております。

続きまして、し尿中継地の報償費のほうでございます。こちらのほうも、令和6年9月の決算委員会でも回答させていただいた内容と同じになりますけれども、報償費の内訳といたしましては、し尿中継地を設置しております主たる設置場所の大字兵家に100万円、一部その地域が入っております竹内に40万円となっております、それぞれ支払っております。算定の基準ですが、こちらでも設置当時に大字との協議を重ねて金額を定めたものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田でございます。

3点目のおひさま堆肥場についてでございます。おひさま堆肥場は、市内各家庭から排出される生ごみを一次発酵してから堆肥場に持って来ていただき、堆肥場で二次発酵をして完熟堆肥を作る資源循環型の施設で、排煙等を伴う焼却も行わない施設でございます。このようなリサイクル施設ということで、報償費は計上をしておりません。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 リサイクル施設ということですけど、中継基地もリサイクル施設だと思うんですけどね。ちょっと理由になってないので、リサイクル施設じゃないから報償費を支払わないと。クリーンセンターも広い意味でもリサイクル施設だと思う。リサイクル施設も入っていますからね。今のは答弁になっていないと思うので、もう一度答弁をお願いします。

藤井本委員長 西川市民部長。

西川市民生活部長 一般的に迷惑施設って呼ばれるものについてははっきりした定義はないわけですが、俗に言う迷惑施設は、ごみ焼却場であったり下水道処理施設とか、火葬場であったり墓地であったりとかいうような形のものが、一応、一般的に迷惑施設って言われているというように認識はしておりますが、今回のおひさま堆肥場につきましては、あくまでも処理はするわけなんですけども、そういうふうな資源循環型の中でリサイクルをしていく施設ということで、当初から大字区との交渉の中では、費用とか、そういう面についてのご意見等もなく、こちらのほうから、ここが払っているからここも払うというような形の協議ではなく、ごみの減量化をして、葛城市としてよりよいものにしていきたいというような形で地元さんのほうと協議をしていきましたので、向こうのほうからの要請もありませんでしたし、こちらからの要請もしなかったというのが現状でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 この件についてはここでやってもらちが明かないかなと思うのであれなんですけど、今の部長のことにについて一言申し上げますけれども、協力したらお金を払わない。反対をすればお金が払えるというふうに聞こえたんですけども、つまり寺口は協力していただきました。何もそういう話がありませんでしたとおっしゃいましたよね。つまり積算根拠も不明なんですよ、お金がね。これだけの根拠がなぜなのかって。つまり交渉の中で金額も決まっているということです。つまり、交渉にならなかったら金額は払われないということなんじゃないですかね。後でご意見があったら、どうぞおっしゃっていただきたいんですけども。

私としては、平岡区の方にとったら、今火葬場のことが出てきましたけども、今でも火葬場ということで霊柩車があのあるところを通っているわけです。そういうことがあって、旧新庄町のときは山麓公園を造り、多目的広場を造って人を集める。決して忌避施設じゃない、人の集まる施設を近隣に造って、地元の人に納得していただいた。ところが、その多目的広場を潰してしまう。もちろん報償費も出ない。協力的なところがあれば協力費は払わない。私、これは、平岡の方々は臭いがすると明確に言うているし、苦情も言って、見に来いというふうなこともあってやっておられるわけで、一番近い家は平岡区の方ですからね。だから、私はこの在り方について、もうちょっときちっと考えていただきたい。今日は要望ですけどね。それはあまりにもちょっと、これでは住民の方が納得できるような説明にはならないと思いますので、それはよろしくお願ひしたいと思います。ご意見があればどうぞおっしゃってください。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 今回のおひさま堆肥の移転に当たっては、お金を支払って移転とか、どこの場所やったらお金を払うとか、どこやったら払わないとかいう前提の中で交渉のほうはさしていただいておりますでした。そやから、お金がどうやとかいうようなことはこちらとしては考えておりませんでした。

藤井本委員長 続きじゃなくて……。

谷原委員。

谷原委員 最後、意見だけですけども。こういうのは全部議事録に残っていきますので、今後、議論

を積み重ねていきたいと思います。今のお話だと、当麻のクリーンセンターもお金の話が最初にあったのかなと思ってしまいますよ。今の部長の答弁だと。あの中継区についてもね。だから、発言は注意してほしいと思うんです。お金目当てでというふうなことではないので、皆さんね。だと思いますよ。クリーンセンターについても中継基地についてもね。そこら辺は、もしや訂正されるんやったらお願いします。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 私の説明が悪かったんか分かりませんが、私は申し上げたのは、今回の堆肥場の移転に当たっての限定をした答弁をさしていただいたつもりであって、クリーンセンターがお金やか、今の兵家がお金やかという話では答弁したつもりはないんですけども、今のおひさま堆肥場に限ってはそういうことではなかったという答弁をさせていただきました。
（「委員長、ちょっと議事進行のことで」の声あり）

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 議事進行について動議というか、議長の意見も含めてお伺いしたいんですけども、この問題、令和6年度に1回ここに上がりました。その当時、先ほど谷原委員は、行政の公平性という形でおっしゃいましたけども、この公平性で言うのであれば、当時の大字区から議長宛てに抗議が来ました。これは大字がお金が欲しいから受け入れたんじゃないと。もしそこまて言うんやったら、そこのおっしゃっている大字のほうで受け入れてもらえないかという抗議が来ているんですよ。だから、その話、ここで持ち出して何の意味があるんですか。1回それでその話は終わっているという認識なんですけども、このやる意義、平岡区に出す分いいかもしれませんけども、何でわざわざ参加大字の名前を出して、金額まで出して、またぶり返すんですか。この意味が私、分からない。

この予算の審議の上で、それが果たして結論が出る話ですか、これって。当時も結論を結局出してないというか、これ、超法規的措置でやっている話なんで、そこに対しては当時の話の内容というのも残ってないし、白黒はつきりつけることもできないという話だったと思うんですよ。ほんで、議会のほうも当時の議長が抗議を受けられて、一応、納得とまでいきませんけども、こういう話が出たけどもというところでお帰りになったということなんですけどもね。ここでまたそれを出して、恐らくこれの話が出るとまた大字のほうから、当然そういう抗議が出るとは思いますけども。どうなんですかね、議長。この話、ここでやるべきことなんですかね。だから、今の行政の理事者のほうも、これに対して答えることができない話やと思うんですよ。それをわざわざ審議の場でやるということに対していかがかと思います。どうでしょうか。

藤井本委員長 ちょっと待ってくださいね。ずっと進行を聞いていると、今奥本委員がおっしゃったように、今出されている部分をあくまで参考事例として私は出されていると。新たにというところを出されているので、今まで出されているところに対してどうやこうやというお話ではなかったというふうに思う。参考事例として、ここはこうあって、今動いているところについてはどうなのというお話なので、それを持ち出して、それについて物を申されているというふうには私は聞いていないんですけども、議長は議長なりの判断をされたら。参考事例と

して出されたというふうに私は……。

増田議長。

増田議長 休憩前に控室のほうで、今後まだどのぐらいの質問がありますかって聞いた段階で、具体的にそういう質問をすると、こういうお話をお聞きして、私としては、あまり具体的な、過去にいろんな説明のあった問題に対して質問することは控えてくださいねというお話をしました。これ、何でもかという、今奥本委員がおっしゃっているように、解決する問題ではないんで、地域を限定してお話しすることはいかなもんか、控えてくださいねというお願いをしたんですけれども。結論的にこういう形で出ないですよ、この予算審議の中で。

（「出てます」の声あり）

増田議長 何を求められているのかちょっと私も、あこも出してるからここも出しちゃってくだみたいな話に聞こえかねないような質問の仕方ですんで、先ほどおっしゃっているように、この分に関しての質問ということで限定していただくことが望ましかったんじゃないかなということとを事前にお願ひしたわけなんですけれども。これ、後どうするんですかね、質問に関して。

谷原委員 質問はもう終わっています。

藤井本委員長 この場での話はこれで終わるとおっしゃっているんだから、これはもう終わるつもりですけれども。今のお話でいくといろんな捉え方があると思うけども、先に出ているところがどうのというお話じゃないわけでしょう。

谷原委員 じゃないですよ。

藤井本委員長 じゃあ、谷原委員。あまりここに入らない……。

谷原委員 入りません。これは令和6年度に協定書を更新しているというふうに言いましたから、葛城市としては協定を結んで支払うということは、これは約束していることです。ただ、私が聞いたのは、これ、予算ですから、葛城市の予算として支払っているわけですから、その800万円についてどういう基準があるのかということは過去に聞いていませんので、その算定基準についてお伺いしたと。ほんなら、新たにそういうことだということが分かったと。だから、これを否定しているわけでも、私、何でもないですし、予算で削除することじゃないですからね。ただ、自分の考えはありますけれども、この発言の中でこれを否定しているわけではないです。だから、私が言っているのは、報償費がこちらではこういうふうに払われているけれども、今回についてはこちらはなぜ払われないのかということを尋ねただけで。

だから、委員長がおっしゃるように、1つ、こういうふうなところではこういうふうなことで払われていると。それは、だから、客観的にどういう基準でということ聞いた上で、じゃあ、こちらはどうですかと。それについての答弁はありましたので、それはそれとして、私はそれ以上言うということは差し控えたわけです。ただ、私は私の意見もありますので。それでただ言えるのは、これは予算ですから。毎年800万円払っていく。これは税として払っていくわけですから、それについて議会としていろんな意見を述べるというのは、これはあってもしかるべきで。ただ、節度はあると思いますよ。実際協定を結んで、今は10年間や

るということになっているわけですから。

増田議長 やるからね。なってるから。

谷原委員 なってるんですよ。

増田議長 交渉として成り立ってるから。

谷原委員 成り立ってるんですよ。だから、その交渉がどうだったかということを知っているだけです。それは聞くことはできますよね。そこは過去、答弁の中で積み上げていっているだけのことなので。だから、そういうことですよ。私に関心があるのは、行政の在り方としてこういう基準で払われるんだったら、こちらはどうなんですかということを知っているわけですから。

（「委員長、いいですか。議員間討議になったら……。これで私もやめますけども」の声あり）

藤井本委員長 はい。

奥本委員。

奥本委員 でしたら、過去に遡って言うんやったら、クリーンセンター設置のときまで遡って、その行政の公平性を主張されたら、本当は大字区は、當麻区は、誰一人受け入れたいというのはないんですよ。みんな要らんかったんですよ。裁判にもなったんですよ。でも、苦渋の選択で、仕方ないからというので受け入れてるんだよ、我々は。今それを遡って、そしたら我々の意見としても行政の合法性やったら、ほかの大字も含めて受入先を探してくださいよというふうになるじゃないですか。だから、一旦終わっている、令和6年に更新した話、終わっているやつを何でここで出してくるんですかということですよ。それをやるんやったら、クリーンセンター設置まで遡ってになりますよ、これやったら。

（発言する者あり）

藤井本委員長 ちょっとそれていってるとしますので、この辺でやめてください。あくまで参考になるということを出されたという認識で私はおります。それでご理解をさせていただいて、質問されている谷原さんは、ここでこの話を進めるべきではないということも本人からおっしゃっているんで、これはこれで終わります。

ほかにはないですか。もうこの件は駄目よ。

谷原委員。

谷原委員 そしたら最後、2つだけお聞きしたいと思います。

ちょっと遡るんですけども、104ページになります。104ページの4款1項6目13節新庄健康福祉センターの運営事業費の予算案の概要の34ページに、細かい話なんですけど、紙折り機賃借料ということがあって、9万3,000円ということがありますが、賃借する機械の台数は何台なのかということなんです。紙折り機の賃借料が9万3,000円ということなんです。私、紙折り機いろいろネットで調べますと、かなり高額なものでも三十数万円ということなので、この紙折り機はどんな紙折り機で、台数も多いのかなというふうに思ったりするので、これ、意味がよく分からなかったのをお願いします。

それからもう一つは106ページです。これもこれまでも聞いてきたことなんですけれども、

4款1項6目13節ですが、新庄健康福祉センターの管理事業の中の土地借上料です。健康福祉センターのある敷地ということで、駐車場がついておりますけれども、この土地借上料について、これまでも繰り返し質問してきたんですけれども、過去の答弁では、土地鑑定価格を基準にこの賃借料を決めるということを答弁でいただいております。この借上料の契約、これを今されているわけなんですけれども、この更新改定に当たっては、やはり土地鑑定価格に基づいた費用で改定価格するように、これも交渉ですけど、相手方があることなんですけれども、市としての考え方をもう一度お願いしたいと思います。契約がいつなのか、何年契約になっているかということも含めて、よろしくお願いします。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 まず、紙折り機の賃借料です。これは令和7年6月から令和12年5月までの5年間、長期継続契約として賃借料でしております。委員おっしゃいましたように、一括購入した場合の見積りのほう、検討時に取りましたところ、41万8,000円でした。これに對しまして今回の契約のほうは月額7,700円の契約を5年間でしてまして、総額46万2,000円となっております。総額のみを比較いたしますと、一括購入のほうが4万4,000円ほど安価となるんですけれども、月にいたしまして約730円ほど安くなる計算でございます。

総額ではそうなりますけれども、今回長期契約のほうが適していると判断いたしました理由に財政負担の平準化がございます。備品として一括購入した場合、導入初年度に42万というまとまった費用の負担が発生いたします。これを月額7,700円の長期継続契約とすることで初期費用を抑え、各年度の財政負担を平準化することが可能となるということで、これは金利の手数料相当分として適正な範囲内であると判断いたしました。

もう一つにつきましては、保守の条件と契約満了後の取扱いでございます。今回の契約における保守期間は最初の1年となっておりますが、これは一括購入した場合の一般的なメーカー保証の期間と同じでございます。その上で、今回は5年の契約満了後は、機器の所有権が市へ無償譲渡されるという内容になってございますので、実質的な分割購入として、5年後には市の所有物となりますので、引き続き大切に使用することで長期的な視点で見れば市の利益に資するものと考えて、このようなことになっております。

続きまして、土地の賃借料でございます。こちらのほうは健康福祉センターの北の駐車場の土地でございまして、約60台止めれるものでございます。契約のほうは、平成20年10月1日から令和21年3月31日までの30年間となっております。土地の鑑定評価額のほうは不動産鑑定を実施しておりませんので、先ほどもおっしゃっていただいたように路線価を基に土地の価格を算出して、交渉の上、決めております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。賃借する機器についてのことは分かりました。

5年間の長期契約ということなんですけれども、この長期計画の在り方については、私も単年度主義の予算ですので、これがどうなのかというのは、多分長期契約に関する条例もあったと思いますので、これ、私としては慎重にやるべきではないかなというふうには思っており

ます。単年度だと思ったので、これだけの金額が発生するのが台数が多いのか何かなと思ったんですけど、5年の契約でこの金額やということでしたので、それは分かりましたけれども、疑問に思うところはあるということだけ申し上げておきます。

それから、土地鑑定価格評価額に、契約ですから、30年ということですから、これはもう動かせないということなんですが、これも私は行財政改革をちゃんとやっていくべきだということで、予算の中でも行政改革推進委員会があるんだから、そこをちゃんと動かすべきだというふうに申しあげましたけれども、この土地の契約についても30年というのは、やっぱり物価高、その他の事情を聞いてどうかなと思うんですよ、30年契約でやるというのがね。当時は、だから、交渉ですよ。交渉で、その中で必要だから、交渉して契約を結べば、その契約が優先されるわけですからいいんですけれども、要は行政の在り方として考えるところはいろいろあるし、今後に生かすべきところもあるんだろうと思いますので、ちょっと意見を申し上げておきます。

以上です。

藤井本委員長 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、4款衛生費の質疑を終結いたします。

6時半を過ぎましたが、本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、明日19日木曜日午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。本日は遅くまでご苦労さまでした。

延 会 午後6時34分